

平成17年第1回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成17年10月25日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 3時00分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(31名)

| | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 1番 | 田村明光君 | 2番 | 粥川章君 |
| 3番 | 神田壽昭君 | 4番 | 岡崎治夫君 |
| 5番 | 柿崎由美子君 | 6番 | 池田亨君 |
| 8番 | 谷口隆徳君 | 9番 | 川崎毅君 |
| 10番 | 小池浩美君 | 11番 | 秋山武四郎君 |
| 12番 | 山居忠彰君 | 13番 | 坂本勝己君 |
| 14番 | 小貫勝太郎君 | 15番 | 富長俊麿君 |
| 16番 | 山田道行君 | 17番 | 熊田庄一君 |
| 18番 | 安藤康夫君 | 19番 | 寺下亘君 |
| 20番 | 遠山昭二君 | 21番 | 岡田久俊君 |
| 22番 | 齋藤敏一君 | 23番 | 長南尚君 |
| 24番 | 阿部豊吉君 | 25番 | 近藤礼次郎君 |
| 26番 | 菅原清一郎君 | 27番 | 穴井芳明君 |
| 28番 | 斉藤昇君 | 29番 | 田宮正秋君 |
| 30番 | 中村稔君 | 副議長 31番 | 牧野勇司君 |
| 議長 32番 | 西尾寿之君 | | |

欠席議員(1名)

7番 早川龍男君

出席説明員

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 田 | 効 | 子 | 進 | 君 | 助 | 務 | 部 | 取 | 役 | 長 | 相 | 山 | 愼 | 二 | 君 |
| | | | | | | | 総 | 務 | | | 長 | | | | | | |
| | | | | | | | 事 | | | | 扱 | | | | | | |

| | | | |
|--|-----------|---------------|-------------|
| 助 役 | 瀧 上 敬 司 君 | 市 民 部 長 | 安 川 登 志 男 君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 杉 本 正 人 君 | 経 済 部 長 | 佐 々 木 幸 二 君 |
| 建 設 水 道 部 長 | 遠 藤 恵 男 君 | 朝 日 総 合 支 所 長 | 城 守 正 廣 君 |
| 総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 次 長 | 吉 田 博 行 君 | 財 政 課 長 | 三 好 信 之 君 |

| | |
|----------------------------|-----------|
| 市 立 土 別 総 合 病 院 事 務 局 長 | 藤 森 和 明 君 |
|----------------------------|-----------|

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|---------|
| 教 育 委 員 会 長 | 佐 々 木 正 雄 君 | 教 育 委 員 会 長 | 朝 日 保 君 |
|-------------|-------------|-------------|---------|

| | |
|----------------------|-------------|
| 教 育 委 員 会 長 教 育 部 | 佐 々 木 文 和 君 |
|----------------------|-------------|

| | | | |
|--------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 農 業 委 員 会 長 農 会 | 松 川 英 一 君 | 農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 | 石 川 通 広 君 |
|--------------------|-----------|------------------------|-----------|

| | | | |
|---------|-----------|------------------------|-------------|
| 監 査 委 員 | 三 原 紘 隆 君 | 監 査 委 員 会 長 監 査 務 局 | 横 山 日 出 夫 君 |
|---------|-----------|------------------------|-------------|

| | |
|--------------------------|---------|
| 監 査 委 員 事 務 局 長 監 査 課 | 中 山 忠 君 |
|--------------------------|---------|

事務局出席者

| | | | |
|--------------------------|-----------|----------------------------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 辻 本 幸 慈 君 | 議 会 事 務 局 事 務 局 幹 事 | 岡 田 成 治 君 |
| 議 会 事 務 局 長 議 務 課 | 藤 田 功 君 | 議 会 事 務 局 幹 事 議 務 課 主 務 局 幹 事 | 近 藤 康 弘 君 |
| 議 会 事 務 局 長 議 務 課 主 査 | 浅 利 知 充 君 | 議 会 事 務 局 幹 事 議 務 課 主 査 | 岩 端 聖 子 君 |

(午前10時00分開議)

議長(西尾寿之君) ただいまの出席議員は31名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(西尾寿之君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに議員の欠席についてであります。7番 早川龍男議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

議長(西尾寿之君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで質問通告書を提出された議員は15名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

8番 谷口隆徳議員。

8番(谷口隆徳君)(登壇) 議長のお許しを得ましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。何しろ初めてでございます。また1番ということでございます。緊張しておりますが、しっかりと質問させていただきますので、お答えの方よろしくお願い申し上げます。

9月1日に旧土別市と旧朝日町が合併をし、新市土別が誕生いたしました。1年数カ月、延べ16回の合併協議の結果、よりよい地域づくりを目指すため、両市町民の合意のもとに出発したものであることは今さら言うまでもありません。既に、合併協議として200項目近くの審議の過程において、協議会で真摯に協議を行い、新市土別の将来のあるべき姿を展望し、地域住民にとっての福祉の向上と安全で安心して希望を持って暮らせるまちづくりを目指して合意されたものであります。

特に、それぞれの独自のまちづくりを進めてきた両市町が、合併という局面を迎えて不安な状況の中で、先般から、市長は選挙中、また市政執行方針の中で、「とにかく両市町が早期に融和ができ、将来希望の持てる、合併してよかったと言える夢のあるまちづくりを目指すために努力していきたい」との発言がございました。この発言を受けて、今までいろいろな問題を乗り越えてきた、また乗り越えなければならない問題に、新たな決意を持って旧両市町の住民は一丸となってあらゆる障害に対処していかねばならないと思います。

そこで、市政執行方針にもありましたが、行財政の改革の推進をいかに図っていくかが重大な課題であります。合併という第1ラウンドは終わりましたが、これから自治体改革の第2ラウンドに入るわけでありまして。とりわけ、行財政改革が的確に実行され、推進されなければ、

財政悪化の一途をたどることになり、更には住民負担の増大を余儀なくされることとなります。少子・高齢化という現状にあって、住民福祉の充実、向上と、安心して暮らせるまちづくりはまちづくりの基本ですが、適正な運営をしなければ、財政のバランスを崩しかねない要因でもあります。

これらを踏まえながら改革の推進を図り、新市の建設計画に基づき具体化し、実像に向かって進めていかなければなりません。市長として行財政改革を進めていく中で、これからのまちづくりをいかに進めていくのか、指針をお伺いいたします。

また、北海道、とりわけ道北地方における士別市の役割と機能を今後に向けてどう発揮していくのか、同じく合併し誕生する新名寄市との連携・協力関係を樹立して、道北の中核都市としての新時代に向かって、どうかじ取りをされるのか、将来ビジョンをあわせてお伺いをしたいと思います。

次に、このたびの合併において、朝日地区に特例区を明年3月31日に設置することとなっておりますが、朝日地区の特例区の事業の展開と活用が新市の振興の大きなかぎになると考えられます。つまり、地域の進展なしには新市の発展はないと考えられます。朝日地区は旧朝日町の開基以来、恵まれた森林資源によって森産業が発展し、現在でも道北地域における主要産業としての地位を守っております。この自然豊かな地域としての森林資源を育成、保護するために、国の施策と地域の振興を合致させて、自然保護を中心にした健康の森づくりや自然と触れ合う体験型の環境整備などを展開していくこと、さらには近隣市町村の広域連携のもとに、自然を生かした上川北部あるいは上川中部観光ルートの開発に取り組むべきでないかと思えます。

高速道路の伸長により利便性が高まったことや朝日地区の自然環境、特に森林資源は他の地域に比べて優位なものがあることなど、特例区事業をしっかりと実施して、今まで培ってきたものを残していくことなど、地域の振興を図っていかなければなりません。特例区も市の一部地域であります。特例区の活用についての考えをお伺いしたいと思います。

更に、特例区が設置されるまでの前段として、設置準備の協議会などの予算措置もされるようであります。早期に準備協議に入ってもらいたいと思えますが、いつごろ組織されるのか、また今後の委員の人選も含めて、協議会について市長の考えをお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田菺子市長。

市長（田菺子 進君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初に私から、新市士別のまちづくりビジョンとこの道北地方における士別の役割に関する答弁を申し上げますが、朝日特例区の活用につきましては、朝日総合支所担当助役から答弁を申し上げることにいたします。

ただいま谷口議員が合併後初のこの一般質問において、トップバッターということではささか緊張を覚えるというお話でございましたけれども、私も同様にそうした心境でもございますことを申し上げておきたいと思えますが、こうしてきょうは合併協議を迎えてこれまでさまざ

まな多くの問題を、艱難を乗り越えてきただけに、このきょうの日を迎えておりますことは、この私にとりましても殊さら考え深いものを今覚えているところでございます。

まず、まちづくりビジョンについてのお尋ねであります。今、地方自治体は国の財政構造の悪化から急速かつ大規模な構造改革の推進や少子・高齢社会の進展、さらに本市にありましては景気回復の兆しもあらわれない状況に加えて、人口の減少、農業後継者の不足等々、さまざまな今課題を抱えているわけでありまして。

一方では、豊かな生活を望む住民ニーズは多種多様化をしてきており、財政需要は増大化してきたところでありますが、その財源確保は各自治体共通の大きな課題となっているところでもありまして、それぞれが行財政改革に今懸命な努力と工夫をしている状況にございます。

合併後の財政推計においても、現在の財政運営のままでは、国の優遇措置がなくなった場合には財政状況の悪化が見込まれており、加えて国は地方財政計画の歳出の大幅な削減を求めていることから、更なる地方交付税の削減や国庫補助負担金の見直しがなされるものと予想される上、少子・高齢化の傾向はこの地方におきましてはますます顕著になってくるなど、本市の財政状況を取り巻く環境はお話のように極めて厳しい状況下に置かれております。

本市におきましては、自治体合併という非常に大きな行財政改革を実現したところでもありますが、議員のお言葉をかりますと、合併はまさに行財政改革の第1ラウンドでありまして、今後新市におきまして策定する行財政改革のための計画は非常に重要なものと考えております。

旧士別におきましては、平成15年度から19年度までの第2次行財政改革実施計画、第2次財政健全化計画を策定して、職員定数や人件費の見直し、公債費の抑制、事務事業の民間活力の活用、さらに使用料、手数料の改定などに取り組んでまいりましたが、計画策定時と比べ国の財政事情も大きく変化をしていることや合併に伴う状況の変化もありますので、新たな行財政改革の実施計画を策定してまいりたいと考えております。市民の皆様がこの地域に住んで本当によかったと思うことができる地域社会を形成していくためには、確固たる財政基盤のもとで、その時代に対応した住民ニーズを的確にとらえた施策を展開していくことが求められるわけでありまして。

そこで、合併後のまちづくりのビジョンについてであります。旧士別市におきましては、サフォークめん羊をテーマとしたまちづくり、陸上競技を中心としたスポーツ合宿の里づくりなど、市民みずからの手によるまちづくり運動が早くから取り組まれておりまして、それぞれ全国的にも大きな評価をいただきながら、その成果を残してきておるわけでありまして。加えて、自動車など試験研究のまちとしても、トヨタ、ダイハツ、ヤマハ、ブリヂストンなどの企業の試験施設が立地するなど、北海道における寒冷地試験研究の先進地としても大きな役割を果たしてまいりました。

一方、朝日町におきましては、スキーやジャンプなどの競技を中心に、夏・冬を通しての合宿が行われ、サンライズホールの完成後は文化面での合宿も相当数受け入れてきており、このサンライズホールの自主企画事業はこれまた極めて高い評価を受け、今や北海道における文化

情報発信の地としての地位を確立したと言っても過言ではないと思っております。

両市町がこれまで多くの市民の方々とともに培ってきた、こうしたまちの特色を今後とも新市の特色として引き継ぎ、たゆまぬ努力を続けていくことで更に発展していくものと思います。特に、合宿の里につきましては、これまでの土別の取り組みと朝日の取り組みを融合させていくことで、四季を通じた合宿が可能となり、地域の活性化の大きな原動力になると考えております。このほか、両市町に共通する特徴は農業、観光などの面においてもありますので、まずは市民の皆様の共通理解を得ることを第一として、それぞれの地域の特性が我がまちの自慢となるように、さらに一層の努力を傾けてまいらなければならないと思っております。

このように、今回の土別、朝日町との合併は、この上川管内道北地域におきましても先進的に取り組まれてきたものでありまして、合併後の地方自治体の運営、特に財政面やまちづくりについては各方面から注目されていることからしても、必ずやこの合併を成功させなければなりませんし、これまで取り組んできた自動車の寒冷地試験施設の誘致、スポーツ合宿の招致につきましては、この道北地域の振興、発展の方向性に大きなかわり、きっかけをもたらしたものと自負をしております。

これまでも、本市は、広域圏、各種期成会、事務組合などの広域行政の中で、名寄市とともにその地域の中心的な役割を担ってきておりますし、今後ともこうした視点を大切に、進取の気概を持って市政の運営に当たっていくことこそが、この道北地域における産業・経済・文化の中心都市としての機能を果たしていけるものと思うものであります。

道内における合併協議の多くが道半ばで挫折するケースが多い中で今次の合併が行われたわけでありまして、一日も早く両市町民の融和と一体感を醸成しながら、今後合併を行う地域の模範となるようなまちづくりを進めてまいらなければならないものと、改めてその決意をしております。

以上、私の考えの一端を申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君）（登壇） 私の方から、特例区事務事業を踏まえて、今後の特例区の活用についてのお尋ねがありましたのでお答えをいたしたいと思います。

合併特例区協議会につきましては、特例区の事務、予算、決算などの審議のほかに、特例区内の住民の意見を反映させる機関として設けられたものでございます。「当該地域に係る地域振興等に関する施策の実施に関しましては、合併市町村長に意見を述べることができる。また、合併市町村長は合併特例区協議会の意見を反映させるために適切な措置を講ずるもの」ということになってございます。特例区で行える事務事業等については規約に定められておりますが、このほか朝日地区の振興対策全般についても本協議会の中で十分議論がなされ、その結果については新市の施策等に反映できるものでございます。

お尋ねの森林資源の育成、保護するための国の施策と地域の振興を合致させ、自然保護を中心とした健康の森づくりや自然と触れ合う体験型の環境整備の展開及び高速道路の延長による

利便性と朝日地区の自然環境、特に森林資源が他の地域に比べて優位性などを生かした広域連携に基づく上川北部・中部などの観光ルートの開発につきましても、特例区内も関連する振興対策でございますので、これから策定される士別市総合計画の中で、そうした意見が十分反映されていくものと考えております。

特例区協議会につきましては、特例区内の振興対策を初めといたしまして、これからの士別市の発展の一端を担っていくという組織でもあると考えてございます。特に、合併特例区協議会の委員の人選につきましては、そういうお尋ねがございましたので、協議会の委員の人選につきましては、特例区の規約第8条で「住民組織の代表者及び公共団体からの推薦者並びに識見を有する者12名」と定められておりますので、それぞれの組織、団体等から推薦をいただいた方を選任したいというふうに考えてございます。12名全員を推薦により選任することにより、公平性も保たれますし、区域内住民の声をより適切に特例区に反映させることができるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 28番 斉藤 昇議員。

28番（斉藤 昇君）（登壇） 2005年第1回定例会に当たり、一般質問を行います。

士別市と朝日町との合併に伴う市長選挙が行われ、新市の初代市長として田苅子 進氏が当選され、この10月14日には市政執行方針を承ったところであります。そこで、市政執行方針について、何点かの質問を端的にいたしたいと思っております。

市長は、執行方針の当初で「合併の効果を最大限に生かす」、こういう市政と言っておられますけれども、1つには合併による優遇措置、これらについて詳しくお答えをいただきたいと思っております。合併特例債を使つての建設事業で社会資本の整備は進むでしょう。しかし、財政の厳しさは依然として続きます。各種の公共料金の引き上げにも手をつけられることでしょう。国の推し進める構造改革の中で、一層の社会保障の切り下げが行われてまいります。市民の暮らしの向上と福祉の増進のために、市政が大きな力を発揮すべきであります。

市政執行方針の中でも、「合併してよかったと実感できる市政にする」、こうおっしゃっておりますけれども、1つは特例債を使った事業の進展と同時に、弱い立場にある人たちの福祉の増進をどう図っていくのか。例えば、朝日と士別市の保育料でありますとか、あるいは健康診断料でありますとか、さまざまな独自の施策がございます。合併協議会の中でも議論になりましたけれども、あらかたのものは朝日の方が士別市よりもいい。この協議会の中でも、18年、あるいは19年に士別と統合するとか、士別の方に合わせて一緒にするとかと言っておりますけれども、ほとんどがサービスの低い士別に合わすことになってくるでしょう。

私は、今も申し上げましたけれども、朝日町の皆さん方も士別の市民も、市長の執行方針にあるように、合併してよかったと実感できる市政にするためにも、公共料金や市民サービスは機械的に旧士別のものに朝日町を合わせるのではなく、朝日町地域の実情を十分考慮すべきだと考えますが、市長の考えを承っておきたいと思っております。

次に、観光の振興についてであります。

天塩岳道立自然公園の整備、岩尾内湖の観光開発の促進については、これまでも朝日町の町議会の中でも、住民の皆さん方の間でも、相当の論議がなされて今日を迎えると思うのであります。そこで、これまで朝日町のとってきた施策の経過と現状、これについてお聞かせをいただきたいと思うんです。そして、朝日の皆さんが天塩岳や岩尾内湖、これらを使った観光のためにも力を注いできたけれども、それらの施策を踏まえて、田苅子市長は今後新たな施策の展開をどう展望されておられるのか、この際お示しいただきたいと思うのであります。

次に、サフォークめん羊の増産についてであります。

全国的にも羊肉ブームの中で、土別に来て土別産のサフォーク肉を買おうと思っても、売っているところがわからない、これでは宣伝してあげようにも宣伝のしようがないではありませんかという声が、先日、さっぽろ土別ふるさと会に行ったときにも何人かの人たちから指摘がされました。これにこたえるには、頭数を増やすことにかかっていると思うのであります。

しかし、初めのうちは50軒近くあった飼育農家、これも現在では6軒がそこらに減ってまいりました。なぜ飼育農家が減るのでしょうか。それは市が補助を出していても、なおかつ採算でありますとか労働力、こういうものも手間がかかってどうにもならない。そして、その割には採算が合わない。こういう中で、めん羊の飼育農家が減ってまいりました。

この飼育農家をどう増やし、採算点をどこに本当に求めるのか、このことを真剣に考える必要があるのではないのでしょうか。今年7月に設立されたサフォークランド土別プロジェクト、このプロジェクトに期待するところは大きであります。これまで、7月から今日まで、このプロジェクトの取り組みの内容と今後におけるサフォーク増産にどんな展望が開かれてきたのか、議論の経過も踏まえて展望をお聞かせいただきたいと思います。

次に、職員減数の年次計画についてであります。

行政改革の中でも市職員の不補充、退職はするけれども不補充、これが2年間続けて行われてまいりました。これらの経過と現状、そしてこれからも5年間で相当数の職員が退職を迎えることとなります。そうしますと、不補充でいくと、いわば職員の中の年齢構成、これらも開きが出てきてアンバランスを生んでいくのではないかと。だから、一定の職員の補充、採用もしなければならぬと思うんだけれども、今後の採用の計画、あるいは年齢の平準化について、どうお考えになっているのか、この際お聞かせください。

民間活力の名のもとに、職員の削減によって民間委託の増大をする。これは本議会の中でも随分と論議がされてきたけれども、安易な民間委託によって、委託されたその事業所は働く人々を低賃金で使う。働く人たちの福利厚生、こういうものも市の見積もりの中には載っているんだけれども、働いている人たちには支払われない。そして、民間委託をすることによって議会の声も届かない、あるいは監査の機能も制限される、制約をされる、こういう事態であります。

だから、民間委託の増大は市民サービスの低下を招き、民間で働く人にとって、安上がりの賃金と低い労働条件等を市が押しつけていくことになるのではないかと。思うけれども、いかが

でしょうか。私どもも安易な民間委託はすべきでない、こう言って今日までも主張してまいりましたけれども、今もその気持ちは変わっていないのであります。

また、来年度の指定管理者制度の導入、これは来年度は相当しなければならないという点もありますけれども、指定管理者制度の導入をどの程度お考えになっているのか、その箇所づけについてもこの際お聞きをしておきたいと思えます。

最後に、合併特例債の活用についてであります。

新市の計画でも出ておりますけれども、これの対象となる事業、あるいは予算規模、これらについて明らかにしていただきたいと思うのであります。

この合併特例債は普通交付税で財政支援措置を受けるから非常に有利なんだと、こう言われております。それはそうでしょう。しかし、今までも政府によって補助金の削減でありますとか、あるいは地方交付税で措置をするといっても、地方交付税そのものが減額をされている。そういう事態を考えますと、本当に財政支援措置がとられるのかどうか。この点なんかも財政支援はされているんだよ、交付税で措置されておりますよと言ってみても、交付税そのものが減額される、こういう事態はどう考えておられるのでしょうか。支援措置がはっきり目に見える形で措置されていると考えているのかどうか。

また、基金の積み立て、これなんかもできるようになっておりますけれども、建設事業の財源以外にこれらの基金の活用、どういう事業に活用ができるのか、この点もお答え願って一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 齊藤 昇議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私の方から市政執行方針に関する御答弁を申し上げますが、その他の質問につきましては本庁担当助役並びに各部長から答弁を申し上げることにいたしております。

まず、市政執行方針にかかわって、合併の効果を最大限に生かす市政についてお尋ねがございました。

自治体合併は本来、住民サービスを提供する自治体は一定の規模の自治体である方が効率的で、住民にとっても満足のいくサービス提供が可能になるとの考えで、国が強力で推進してきたところではありますが、現実問題としては、国、地方を通じた巨額の財源不足から自治体合併が進んできているのも事実であります。このたびの本市の合併においても、両市町が抱える財政面での問題も重要な要因となったものと考えております。合併による財政面での効果にも、大きく期待をしているところでもあります。

具体的に申し上げますと、2つの自治体が1つの自治体になることによって行政経費の効率化、合併補助金、普通交付税の算定がえや合併補正による上乗せ措置、さらに特別交付税による優遇措置などがあるわけでありまして、こうした支援措置につきましては、合併後、一定期間に限られてはおりますが、この間に行政経費の効率化を進め、安定的な財政基盤を確立することによって、住民福祉サービスの向上につながっていくものと考えております。

また、合併後のまちづくりのための建設事業に対し、合併特例債による支援措置がなされるものであり、この有効活用により、地域発展のための社会資本の整備を初め、快適な市民生活を実現するための施策を展開することなど、財政面でも大きな効果があるところであります。

ただ、私は合併効果は財政面に限ったものではないと考えてもおりますし、これまで互に行ってきた施策によって生み出された文化やスポーツ、人材などの財産、さらには合併に伴って新市で共有することになる貴重な資源を改めてこれを見直して再発見し、これをアピールしていくことで新市の魅力を発信していくことも、大きな合併効果であり、重要なことと考えております。

具体的には、先ほどの谷口議員の答弁でも申し上げたとおりであります。齊藤 昇議員のお話にもありますように、観光の面においては、天塩岳、岩尾内湖、羊と雲の丘などの連携を強化することで、観光客の誘致にも弾みをつけられるものと思っておりますし、この地域の景観や環境を生かした体験型の観光形態にも対応できるものと思っております。また、この地域の農産物は各方面で高い評価を受けておりますが、さらにブランド化を図っていくことも可能になるのではないかと存じますし、合宿の里についても、四季を通じた合宿が可能になることで相互の施設の有効活用にも大きな役割を果たすものと期待をしております。

2つのまちにはこうした貴重な宝が営々と築き上げられてきたところであり、今後はこの貴重な宝に更に磨きをかけるとともに、まだ私たちが気づいていない宝の原石もあろうかと思っておりますので、この発見にも鋭意努めてまいりたいと考えておりますし、また地域の特性や資源をスケールメリットの発揮という形で大いに発揮していくことで、この地域の活性化を促進するとともに、市民の郷土への愛着精神を醸成してまいりたいと考えております。

以上申し上げましたように、この合併には財政的メリットのほか、さまざまな面で可能性を秘めているところでありますが、財政的な効率化を求める余り、拙速な事業の統合や住民負担の統一は、互いに異なる地域事情で長年暮らしてきた住民にとりまして、大きな負担となる場合もありますので、十分にこの点には意を配してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 相山助役。

助役（相山慎二君）（登壇） 私からは職員の減数に係る年次計画、さらには合併特例債の活用について御答弁を申し上げます。

まず、職員の減数に係る年次計画についてでございますけれども、定員管理につきましては両市町とも定員適正化計画を策定して対応してきたところでございます。その実施状況を申し上げますと、旧士別市においては、平成10年度から14年度までの5カ年を第1次計画期間として、職員数の見直しを図ってまいりました。本計画では、医師や看護師などの医療専門職を除いた平成9年4月1日現在の職員数435人を5年間で23人、率で申しますと5.29%の削減を予定したところでありますけれども、この計画の中では想定していなかった介護保険制度の新たな導入といったこともあったわけでありまして、除排雪を含めた道路維持管理業務の

民間委託、あるいは事務処理の電算化の推進などによりまして、最終的には計画を上回る31人、7.2%の減員となったところでございます。

さらに、平成15年度から19年度を計画期間とした第2次定員適正化計画では、5年間に36人、8.91%の削減目標を掲げたところであります。本計画の実施状況につきましては、体育館及び下水処理場の民間委託、あるいは児童館館長の嘱託化を行ったことなどから、本年4月段階における職員数は366人となりまして、38人の減員となっております。

次に、旧朝日町におきましては、平成13年度から平成17年度までの5カ年計画を策定し、12年4月1日の職員数68名に対して、情報関連事務及び介護保険事業といった新たな事務の増加を見越し、最終的に70人となる数値目標を設定いたしましたけれども、事務事業の効率化、合理化を図ったことなどにより退職者の不補充を行うなどし、実績としては63人となりまして、計画目標数値と比較いたしまして7名の減員となり、計画策定時当初と比べても5名の減員となったところでございます。

なお、これら両市町の定員適正化計画につきましては、9月に合併したことに加え、3月に国が示した行財政改革推進のための新たな指針においても、平成17年度を起点として平成21年度までを計画期間とした集中改革プランを策定し、職員数についても定員管理計画の中で抑制に努めるよう求められていることなどを踏まえまして、新市としての新たな計画を策定いたす考えであります。

次に、職員の退職状況及び今後の採用計画についてでございます。

病院の医療関係職員を除いた9月1日現在における合併後の職員数は427名となりますが、今後5年間の定年退職予定者につきましては、平成17年度、18年ともそれぞれ14名、平成19年度では29人、20年度で20人、そして24年度では16人と、いわゆる団塊の世代に属する職員の定年退職から合わせて93人、約22%の職員が5年間で定年を迎えることになるわけでございます。

一方、職員の採用についてであります。18年度の職員採用につきましては、合併により事務管理部門を中心に職員の余剰が生ずる状況にあることを踏まえまして、定年退職の状況を考慮しつつ、職員の新規採用を見送ったところでございます。しかしながら、ただいま申しあげましたように、今後多くの職員が毎年定年を迎えることから、一定程度の職員の採用を行う必要があり、また採用に当たっては定員適正化計画によって年齢の平準化についても加味しつつ、対応に当たってまいりたいと考えております。

さらに、職員を減じていくなら、どのような方策を考えているのかというようなことについてでございます。

具体的な方策は今後になりますが、職員数を抑制していくためには、常々から事務事業全般について見直しを図り、再編整理や廃止、統合を行うとともに、指定管理者制度の活用なども検討していく必要がございます。また、職員体制については、朝日町から10名の職員が本庁勤務となっておりますが、今後とも本庁と朝日総合支所の事務事業の推移を見きわめつつ、適正な組織体制と職員配置に努めてまいりたいと存じます。

次に、民間活力の活用についてでございます。

今日の厳しい財政状況を踏まえた場合、住民サービスの維持、あるいは向上をさせていくためには、住民サービスを低下させることなく、民間活力を活用することは重要な課題と考えております。このことを踏まえ、民間委託を実施する場合は、市みずからが直接実施する必要があるのか、あるいは民間の知識やノウハウを活用することにより、住民サービスを低下させることなく、逆に質の向上やコスト削減が図れないかなどの観点に立つ中で、今後とも民間にできるものは民間にゆだねることは必要なことと考えておりますけれども、コスト面のみを考え、安上がりの行政を進めるために民間活力を活用するのではないことを御理解いただきたいと存じます。

なお、民間活力の活用のうち、指定管理者制度の導入についてでございますけれども、旧士別市においては本年3月に指定管理者の指定手続に関する条例を制定したところであります。新市においても、この条例を引き継ぐ中で、羊と雲の丘観光株式会社及び株式会社翠月などの第三セクターや北ひびき農協などの団体が現在管理運営を行っている施設にあっては、18年9月1日までに管理委託制度から指定管理者制度、または直営に運営を変更しなければならないことになっておりますので、明年4月1日から指定管理者制度に基づき、現在委託している団体が運営できるよう手続を進めてまいります。また、現在直営で運営している施設にあっては、民間事業者等が施設サービスを最大限に発揮させつつ管理経費の縮減を図ることが可能なものについては、指定管理者制度の導入について鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、合併特例債をどのように活用していくかについてでございます。

御承知のように、合併特例債は合併特例法に基づき、合併市町村がまちづくりを推進するために市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積み立てに要する経費の財源としての地方債でございます。対象となる事業については、特にメニュー的な制限はないところでありますけれども、旧市町相互の交流が円滑に進むための道路整備や合併後の住民相互が集う運動公園の整備、あるいは行政水準の均衡を図るための施設の整備、公共施設の統合事業などに活用することが可能となっております。例えば、同じ学校建設事業であっても、合併に伴って学区を変更、統合するような場合は対象となりますけれども、単なる建て替え事業については対象とならないものでございます。

国は、市町村合併を推進するため、合併特例債において対象事業費の95%を起債として充当し、元利償還金の70%を普通交付税で措置するなど、手厚い財政支援措置を講じているところであります。この財政支援措置は現在の過疎対策事業と同様でありますけれども、過疎対策事業は対象事業が限られていることや国の貸付額も抑制傾向にあることから、合併特例債を有効に活用することにより、地域住民福祉の向上が図られるとともに、財政的にも大きなメリットがあるものと考えております。

そこで、新士別市での合併特例債の活用としている事業についてでございます。

平成17年度から27年度の新市建設計画で予定した事業のうち、環境センター建設、美土里八

イツ整備、公衆浴場改築、上士別南1号線整備、三望台シャンツェ整備、サンライズホールの大規模改修を初め、市庁舎、消防庁舎整備の8事業、総額約61億2,000万円の事業に対し、約48億5,000万円の合併特例債の活用を予定いたしています。

更に、合併特例債は通常の建設事業等の財源以外にも活用でき、今回、国の支援策として地域住民の連携の強化、または旧市町単位の地域振興のために設ける基金の積み立てにも活用できることになっております。その基金の積立額は合併関係市町村自治体数、増加人口によって定められておまして、本市の場合、上限額の約11億円の活用を考えているところでありますが、これらについても、さきにお話ししました同様な普通交付税の財政支援措置が講じられるものでございます。具体的には、地域住民が一体感を持てるようなイベントの開催、地域行事の展開、伝統文化の伝承、コミュニティ活動、商店街活性化対策など、幅広いソフト事業に活用できることになっておりますが、財政状況に応じて有効な活用に努めてまいりたいと存じます。

この合併特例債の活用につきましては、新市建設計画策定の際に北海道と一定の協議をいたしており、最終的には個別の事業に着手する際に改めて協議を詰めていくこととなりますが、今後においては過疎債などの他の有利な地方債とあわせて、有効な活用に努めてまいりたいと考えております。

それと、質問の中に、国の財政支援が本当に将来とも約束できるのかというふうな御質問がございました。特に、最近では交付税の削減に対し、問題が大きくクローズアップされておまして、いろいろな施策については交付税で措置をしたと言いつつも、地方に配分される交付税総額については削減の傾向にあると。そういった状況の中で、こういったものが確保されるのかという心配、危惧があるのは当然だと存じております。

ただ、合併特例債、過疎債もそうでありますけれども、そういう地方債の元利償還金につきましては、実支払い額に応じて交付税の基準財政需要額に算定されることになっておりますので、それらについては確実に確保されるということは約束ができるのでありますけれども、一方では先ほども申し上げましたような総額との関連から、ほかの施策等々にかかわる交付税については、今後いろいろな形の中で削減なり、縮小傾向にあることは避けられないというふうに考えておりますので、そういったことも十分勘案しながら今後の財政運営に当たってまいりたいと、そのように存じているところでございます。

以上申し上げます、御答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、観光の振興にかかわってのサフォークめん羊の増産についてお答えをいたします。

まず、本市のサフォークめん羊生産にかかわる現状についてであります。

本市におけるサフォークめん羊の飼育については、昭和42年にオーストラリアから繁殖用のメス100等を輸入したことに始まり、平成4年には頭数で約900頭にまで増加をいたしました。

その後は羊肉需要のほとんどが廉価な輸入品に向けられていたことから、国内産における収益性が極めて低い状態となったこと、さらにはめん羊の出産時期が最も寒さが厳しくなる1月から3月となるために、飼育そのものが容易でなかったことなどにより、年々減少を続けてきたという状況でございます。

このため、ピーク時には46戸であった生産農家が現在では6戸となっており、また羊肉の生産としましても、ここ数年の状況で申し上げますと、約150頭の親めん羊から1年間に生れる約220頭の小羊のうち、繁殖用として残されるめん羊を除く約160頭の出荷により、これまでは需要を十分に満たせる状況にございました。しかしながら、今年に入ってから全国的に羊肉ブームとなったことにより、現在は全国各地から本市で生産されたサフォークを購入したいとの注文が相次いでおりますものの、それにこたえるだけのサフォークめん羊がないという現状でございます。

また、ただいまお話の中に、さっぽろ土別ふるさと会におきまして、せっかく土別に来て土別産の羊肉を買おうとしても、どこで売っているのかわからなかったということがございました。特に、今年は新たな試みとして、市内3カ所のレストランでオリジナルな料理の提供を行っているところに加え、次年度以降の増頭に向けて本年産のめん羊を繁殖用として確保いたしましたことから、市内での精肉販売店数を増やすことが困難でございました。結果として、このような方々に御迷惑をおかけすることになったものと考えてございます。

そこで、今年7月に設立されたサフォークランド土別プロジェクトにおける取り組みの内容と今後におけるサフォーク増産に向けた展望についてであります。

本年は、長年にわたってサフォーク研究会による地域活性化運動や観光施設としての羊飼いの家、世界のめん羊館の設置、さらには全国ニット大賞を初めとするめん羊にちなんだ各種イベントやスポーツ大会の開催などにより、羊のまちとして全国に知名度が高く、今では市内の至るところでサフォークをキャラクターとした看板などが見られるなど、サフォークを核としたまちづくりとしては着実な成果を上げてきたところであります。しかしながら、めん羊の飼養という面においては、ただいま申し上げましたように、極めて厳しい生産環境のもとで頭数を増やすことが困難という状況が続いたわけであります。

このようなことから、今回の全国的な羊肉ブームを絶好の機会として位置づけ、今日までのサフォークランド土別運動で中心的な役割を果たされてきた各関係機関・団体の方々とともにプロジェクトを立ち上げ、これまで引き継がれてきたまちづくりの精神を基本としながら、新生土別市としての取り組みを進めようとするものであります。

このプロジェクトの取り組み内容といたしましては、サフォークめん羊が有する多様な価値をいま一度見直し、めん羊の生産基盤を再構築する中でまちづくりを総合的に行おうとするもので、具体的にはめん羊を通したまちづくりの再構築と実践を行うまちづくり班、羊肉の安定出荷に向けた販路の開拓・確保を行う販路確保班、生産農家を初め新規に飼養を行う農家などを支援する飼育確立班を核に進めるものであります。

また、現段階における取り組みについてであります。今日の羊肉需要に対応するためにも、当面はサフォークの増頭が急がれる課題となっておりますが、今後において堅実に増頭を行うためには、まずは生産に対する意欲の高揚が重要となってまいります。このため、首都圏内においてラム肉のテスト販売を行う中で、生産費に見合う販売価格の設定を目指そうとするものであり、現在は生産組合を初め、各関係機関・団体とともに、その検討を進めているところであります。

課題となっているサフォークの増頭につきましては、販路開拓のために一定の出荷頭数が必要となる中で、一方では増頭のために繁殖頭数も確保しなければならないという相反する状況の中にありますが、生産費に見合う販路の開拓並びに生産農家の経営基盤の再構築を図るため、必要となる羊舎の確保、さらにはめん羊の導入に対する支援を行い、サフォーク生産に対する飼育意欲の高揚を図ることが必要であります。

また、先ほど御答弁を申し上げましたとおり、現状では出産時期が1月から3月までの厳寒期に集中するため、飼育が困難であり、この時期に生れためん羊は11月以降になりますと脂肪が多くなってしまいうため、羊肉の出荷時期が6月から10月までの期間に限定されているところであります。ただ、季節がえ繁殖により出産時期の分散化ができれば、厳寒期以外にも出産することから、労力が軽減されるとともに羊肉の通年出荷も可能となるため、めん羊飼育技術の確立を図ることも重要な課題であると考えております。

サフォークめん羊は、新生土別市においても、まちづくりの大きな柱となるものでありますし、したがって今後におきましてはサフォークめん羊の増頭を基盤として、土別産羊肉のおいしさを全国の方々に知っていただく中で、本市において築かれてきたサフォークめん羊によるまちづくり発信基地としての機能が一層強化されますよう、さらにプロジェクトを中心に市民の方々と一体となり、積極的に推進してまいりたいと考えております。

お話にございましたように、新生土別市には、現在の全国的な登山ブームの中にあって自然に満ちあふれた天塩岳、人造湖とは言いながらも美しい景観の中でさまざまな自然体験が可能な岩尾内湖、そしてこの地方の食文化の代表と言えるサフォーク、こうした魅力が1つのまちに備わったわけであります。現段階では、こうした資源をいかに活用していくのか、具体的な構想についてはまだ検討されておられません。自然景観、体験、交流、食文化をキーワードにしながら、さまざまな知恵と工夫を加えて今後構想を具現化し、新市の新たな魅力として発信できるよう、観光協会を初め関係団体との連携を密にする中で、内外にPRしていくことが必要なことと考えております。

以上申し上げます、御答弁いたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君）（登壇） 答弁が若干前後したというような御指摘もありましたけれども、私からは天塩岳道立自然公園の整備及び岩尾内湖の観光開発促進の2点についてお答えをしたいと思います。

まず、天塩岳道立自然公園にかかわるこれまでの施策と経過及び今後における新たな施策の展開についてのお尋ねであります。

天塩岳道立自然公園は原生林にすぐれ、山稜部ではキバナシャクナゲ、チングルマ等の高山植物が各所に展開し、また山麓部ではクマゲラを初めとする野鳥、ヒグマなど、野生動物の生息も多く、山頂付近ではナキウサギも見られる標高1,558メートルの天塩岳を中心とした手つかずの自然が残る貴重な山域で、これら豊富な高山植物や山岳景観の保護を目的に昭和53年、天塩岳道立自然公園に指定されたところであります。

このように、自然に恵まれた天塩岳は、近年、口コミなどにより、初・中級登山愛好者の人気スポットでありまして、毎年6月初旬から10月下旬までの間、個人での登山者を中心に、道内外を初め全国各地から、延べ約2,300名の登山客でにぎわっております。

年々増加傾向にある登山客を迎えるに当たりまして、安全に登山が楽しめますよう、約4.5キロメートル、4ルートの登山道整備を初め、登山口には40人程度がいつでも自由に仮眠・休憩のできるヒュッテ、炊事場、公衆トイレ、駐車場を設置し、さらに登山道の約4キロメートル地点の標高1,396メートル付近には、登山中の異常気象等による危険回避のための避難小屋を設置するとともに、自然環境を守る観点からトイレを設置するなど、ヒュッテ備えつけの登山日誌に記載された「ヒュッテ、トイレ、炊事場がきちんと整備されている。維持管理のため、大変な御苦労に敬意を表するとともに、永續することを期待します」などの感想、要望、意見などを参考に、年々変化する登山者のニーズ、あるいは自然環境に対する社会的ニーズにこたえるべく、自然公園という中での規制はございますが、できる限りの整備をしてきたところでございます。これら施設等のシーズン中における維持管理は、一部を除き、朝日山岳会が中心となり、シーズン前の橋かけに始まる登山道の整備には大変な御苦労をいただいているところであります。

今後におきます天塩岳道立自然公園の天塩岳登山にかかわる整備につきましては、当面新たな施策等の整備は考えておりませんが、これまで同様、登山者のニーズ、時代の変化に即した受け入れ体制を確保していくとともに、自然環境の保持を図りながら、既存施設の適正な維持管理を行い、自然に恵まれた天塩岳登山が安全で楽しいものとなりますよう、いつまでも愛され、何度となくこの天塩岳を訪れていただけるよう努力してまいりたいと存じます。

2点目は、岩尾内湖の観光開発の促進にかかわるこれまでの施策と経過並びに今後における観光開発についてのお尋ねであります。

岩尾内湖は、北海道第二の長流天塩川の上流に、発電、農業用水に加え、洪水調整や上水道、工業用水確保など、さまざまな役割を担う多目的ダムとして昭和46年に建設されたところであります。その後、観光資源として活用を図るため、国のダム周辺環境整備事業に合わせる各種施設、観光施設等の整備が進められてきました。また、昭和48年には、民間資本による岩尾内温泉観光ホテルが開業し、岩尾内を訪れる観光客の受け皿としてその役割を担ってまいりましたが、観光客の減少に伴い、平成10年度に廃業することとなったところであります。

平成11年には、旧朝日町が諮問機関として設置しました朝日町観光園地整備構想策定委員会からの答申を受け、その内容を尊重しながら、岩尾内湖観光施設整備計画を策定し、岩尾内湖周辺の整備を図ってきたところであります。四季折々の美しい彩りを見せてくれる岩尾内湖は、神社山公園の管理棟を核として、散策はもとより、釣りやカヌー、水上ボートを初め、シラカバが広がるオートキャンプ場やバンガローが整備され、家族で、または気の合う仲間と美しい緑に包まれた湖畔でのひとときを満喫しております。こうした中で、近年ではキャンプを中心に訪れる観光客も年々増加しており、昨年は6万5,000人余りの観光客が訪れているところであります。毎年7月下旬に行われる岩尾内湖水祭りには、1万人を超える観光客で終日にぎわいを見せております。

今後におけます岩尾内湖の観光開発につきましては、岩尾内湖観光施設整備計画に基づく整備がほぼ完了した段階であり、特に施設整備等を進める考えはございませんが、施設等の適正な維持管理に努め、岩尾内湖全体の景観を損なわず、岩尾内湖を訪れる観光客の方々に満足していただける環境づくりに努力してまいりたいと存じております。

以上で答弁を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 5番 柿崎由美子議員。

5番（柿崎由美子君）（登壇） 平成17年第1回定例会において通告どおり一般質問を行います。

質問の前に、さきの市政執行方針の中で、市長は市政担当の心構えとして、早稲大学大学院教授の北川正恭氏のことを話されました。北川氏が三重県の知事の時代に「生活者起点」を主眼に県政の運営に当たられていた。納税する人たちを初め、市民を総称して「生活者」という言葉で位置づけ、その生活者の立場に立って政治や行政を推進し、説明責任を果たすという行政運営の手法をとったというお話でした。

田苅子市長としても、みずからを初め、職員が市民の中へ、地域の中へ積極的に出向き、議論を行うことによって、市民の目線や気持ちに立ち、その解決すべき課題が市民と行政の共通の課題であることを認識しながら行動する、このことがまさに協働のまちづくりであり、全力で取り組むと言われました。この「生活者の立場に立つ」というところに私は共感を覚えました。市長がおっしゃるとおり、市長初め職員が生活者となって、市民と行政がともに手を携えながら、力を合わせて何事も進めていかれることを心からお願いをいたしまして、質問に入らせていただきます。

初めに、11月から土別中学校の通学路となる東5条通りの街路灯についてお尋ねいたします。

改築中だった土別中学校の校舎が完成しましたので、10月14日、議員一同で新校舎の見学をさせていただきました。玄関を入ると開放的なホールがあり、木材をふんだんに使った明るくて温かい感じの校舎で、昔人間の私には学校というイメージからはほど遠く、本当にすばらしい校舎ができ上がっていました。

ところで、中学生の学習環境は整えられましたが、通学路になる東5条通りに不安を感じて

います。新校舎は旧校舎の西側で、町からは一番北の外れに建ちました。校舎前の道路は国道40号線から東5条通りにつながる道路ができてからは車の往来も多くなりましたが、人の通りはほとんどありません。現在、校舎の前の東5条通りには街路灯も少なく、これからの季節、下校時は真っ暗になります。中学生はクラブ活動もあることから、生徒たちは帰る時間がそれぞれ異なります。秋から冬にかけて日が短くなりますと、中学生は暗闇のような道を歩いて帰らなければなりません。旧校舎の前は住宅が並び、家の門灯や窓からの明かりがありますが、新校舎は門を出たところは自動車学校の練習コース、校舎の北側は天塩川の土手となっており、中学生という年齢の子供たちにとっては、東5条通りは不安を伴う心細い通学路となります。保護者にとっても心配なことだと思います。その心配解消のためにも、通学路は明るくしなければなりません。街路灯を増やして安心して通学できるように考えていただきたく、お願いをしましてこの項目を終わります。

次に、産直野菜の販売をしている農村女性のグループに対する支援についてお尋ねします。

元気母さん夕の市としてすっかり市民に定着している農村女性のグループが、市の好意で旧共済組合の倉庫を借りて、安全で安心して食べられる野菜の販売を始めて7年がたちました。春野菜や花を並べての5月末から漬け物野菜を扱う10月まで、毎週火曜日と金曜日に旧共済組合と大通り、インテルナカトウの駐車場において店を開いていますが、今ではその日を楽しみにしている市民も多いと聞いています。グループのメンバーも対面販売で、花のつくり方から野菜の調理方法まで聞き合い、市民との交流も深まり、今では情報交換の場としても大きな役割を果たしていると言えます。

元気母さん夕の市は自治連の花いっぱい運動の花の苗づくりも平成13年から手がけ、毎年約3万本の花を育て、春から秋まで市民の目を楽しませてくれています。今年はまた野菜の加工場をメンバーの御主人たちの手でつくり上げ、漬け物づくりに着手し始めたということです。さらに来年に向けて加工品を増やしたいと、全員が意欲を燃やしているということです。

どうしたら市民に安全なものやきれいな花などを提供できるかなど常に考えて研究し、行動を起こしている農村女性のグループの力には頭が下がります。私も新鮮で安心な野菜を求めて、行くのはいつも夕方になりますが、この旧共済組合の倉庫には照明設備がありません。元気母さんの皆さんはいつも倉庫の前の外で販売をしていますが、春や夏の雨の日や日の短い秋にはどうしても明かりの欲しいときもあると言います。また、メンバーの1人は、何よりも困るのは薄暮時になると電卓の数字が見えなくなることだと言っていました。閉店間際には車のエンジンをかけ、ライトをつけて、そのライトの中で計算をしたり、片づけをしたりするときもあると言います。

そこで、精力的に元気を発信しているこのグループに、市として例えば照明設備の支援をするというようなことはできないものでしょうか。このほかにも市内で自主的な取り組みをされているグループがあり、それぞれの方が大なり小なりいろいろな課題を抱えられていると思います。このようなグループに対する支援のあり方について、市としての基本的な考え方をお伺

いたします。

次に、アスベスト対策についてお伺いします。

今や全国的に問題が広がり、全国民に不安感を抱かせているアスベストは天然の鉱物繊維で、安価な工業材料としてスレート材、防音材、断熱材、保温材、吸湿材などの工業用から、家庭用ヘアドライヤーなどの身近なところまで広範囲に使用されています。アスベストは飛散性と非飛散性の2つに大別されますが、アスベストの繊維は極めて細く、容易に空中に浮遊するため、人が呼吸器から吸入しやすいという特性を持っています。これを吸い込むとじん肺、悪性中皮腫の原因になると言われ、肺がんを起こす可能性があります。

アスベストの健康被害は、アスベストを吸ってから長い年月を経てから出てきて、例えば肺がんは15年から40年、またはそれ以上という長い潜伏期間の後に発病することが多いとされていることから、今大きな問題になり、不安材料として注目されています。広報10月号に、市民の不安を解消するためにアスベスト問題対策連絡会議を設置し、さらにはアスベストに関する相談窓口を開設して、総合的な相談や健康相談、建物に関する相談などを受ける体制をつくったと書かれてありましたが、その後、この窓口で相談や質問はあったのでしょうか。あったとしたら、何件だったのでしょうか。

本市の公共施設におけるアスベスト使用については、問題なしを確認したということですが、調査はどのように行われたのでしょうか。また、民間の施設の調査は行われているのでしょうか。道内各地で、例えば小頓別の小・中・高は天井の吹きつけからアスベストが検出されたのを初め、小樽市、訓子府町、天塩町、雨竜町など、14の学校から検出されたことが報道されていました。また、理科実験台などのアスベスト含有の備品を道立学校の4割を占める114校が保有していることもわかったということです。大気に飛散のおそれのないものは心配ないというものの、子供たちの健康への影響が心配だと、教師や父母の間に不安が高まっているというのはうなずけます。

全国的にも、輸入自転車にアスベストが使われていたり、中皮腫による死者が昨年全国で過去最多の953人、道内でも最多の55人に上ることがわかったなど、心配なことが次々と出てきており、今なお問題が大きくなっていくことが新聞で報道されています。アスベスト問題対策連絡会議では、行政と民間で情報を交換することを主としているとのことですが、その情報を市民に開示することは考えているのでしょうか。情報を待っている市民に対して、どのような方法で提供するのかをお聞きいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 柿崎議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、アスベスト対策に関する御答弁を申し上げまして、その他の質問につきましては各担当部長から御答弁を申し上げることにいたします。

アスベスト対策についてのお尋ねであります。全国的に問題となっておりますアスベスト、いわゆる石綿につきましては、中皮腫や肺がんなどの発症原因とも言われており、健康被害が

大きな今社会問題になっております。これらの状況を踏まえて、本市におきましては、今後の全市的なアスベスト対策を円滑に展開していくことを目的に、去る9月15日に庁内関係部局及び市内建設協会、商工会議所、その他関係団体等によるアスベスト問題対策連絡会議を設置いたしましたところであります。市民の不安を解消するため、本連絡会議での取り組みとして、環境生活課をアスベストに関する総合窓口とし、建物に関しては建築課、健康に関しては保健福祉センターを相談窓口として、市広報紙にアスベストに関する特集ページを掲載して、市民への情報提供等の周知を図ってきたところであります。

まず、市民からの相談、質問についての状況でありますが、保健福祉センターへの市民からの健康被害の相談は現在のところありませんが、建物に関しては建材等に関する問い合わせが数件ありまして、その担当窓口により、この対応をいたしましたところであります。

次に、建築物に対するアスベスト使用についてであります。セメント等の結合材と水を混合して吹きつける工法、いわゆる吹きつけアスベストが、耐火や断熱、吸音の目的で、鉄骨や天井、壁などに昭和49年以前には広くこれが用いられておりました。しかし、飛散したアスベスト吸い込みによる健康被害が問題となり、その使用が禁止された昭和50年以降はアスベストにかわって人工繊維であるロックウール吹きつけが使われるようになりましたが、一部には5%以下のアスベストが含まれている製品も見受けられましたものの、昭和55年にはアスベスト含有が全面禁止となったことから、それ以降のロックウールについては安全なものとなっており、さらに昭和63年にはその他の吹きつけ材についてもアスベスト含有が禁止となり、現在に至っております。

本市の公共施設におきましては、昭和63年に調査を行った結果、アスベスト吹きつけを施工した建築物はないことを確認しておりますが、鉄骨づくりの建築物に耐火被覆としてロックウール吹きつけを使用したケースがありますので、建設当時の工事書類による使用箇所調査及び外観目視による現地調査を実施したところであります。

この結果、博物館ボイラー室及び荷さばき室、多寄研修センター、陸上競技場観覧席上屋、新総合病院食堂並びに文化センターステージの5施設の天井裏鉄骨部分などにロックウール吹きつけ箇所を確認いたしましたが、いずれも昭和55年以降の施工であり、アスベストの含有はないものと考えており、また朝日地区については老人保健センターの屋根材裏面に吹きつけられておりますが、昭和63年に依頼した道立寒地住宅都市研究所の調査で安全と判断されたところであります。

現在、6施設とも吹きつけ材に垂れ下がりや劣化の状況は見られず、飛散の危険性も低いものと考えているところでありますが、より安全性が求められる公共施設でありますので、今議会に予算を提案いたしておりますアスベスト問題対策事業費28万4,000円により、専門機関に定量分析調査を委託して含有の有無を確認の上、万が一の場合につきましては速やかな対応をとらなければならないと考えております。

また、学校施設につきましては、一部のロックウールの使用箇所がありますが、アスベスト

を含有していない製品であることを確認しておりますし、昨年オープンいたしました生涯学習情報センターいぶきにつきましても、3階部分の鉄骨に昭和56年施工のロックウール吹きつけがありました。設計時点での分析の結果、安全を確認し、改修を行ったところであります。

また、市内民間建築物につきましては、木造以外の延べ面積500平方メートル以上の134棟の管理者及び所有者に対し、アスベストに関するアンケートを実施中でありますので、その結果によっては国や道と連携し、対策等についての適切な指導、助言を行わなければならないものと考えております。

また、市内小・中学校及び高等学校におけるアスベスト含有の教材教具等の保有状況につきましては、理科等の実験に使用する金網や器具等に一部アスベスト含有のおそれもありますことから、製品製造メーカー等に安全確認を行い、アスベスト含有が確認された器具等については適正に廃棄処分をしており、確認中の器具などについては使用を中止しているところであります。

現在、国におきましては、アスベスト問題の当面の対応として、法的措置の検討を含め対策を講じているところでありますが、これらの不安を軽減するには、アスベスト使用建築物において除去等の改善措置を講じるとともに、健康被害予防や被害者救済対策など総合的な対策を早急に講ずる必要があることから、北海道市長会からも各関係省庁あてに緊急要望書を提出したところであります。

いずれにいたしましても、市民の健康不安の解消のため、アスベスト問題対策連絡会議を中心として、あらゆる角度からの調査分析や速やかな情報交換を行い、加えて市民への情報提供につきましては、広報紙や市のホームページを通じ、アスベストに関する総合窓口の活用と、健康と建物に関する担当窓口での相談体制を強化して、適切な対応をまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。

議長（西尾寿之君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から産直野菜の売り場支援についてお答えをいたします。

お話にありましたように、元気母さん夕の市は食の安全・安心という観点から、地域で生産された新鮮な農産物を地域の消費者に提供するというのみならず、生産者と消費者との直接的な結びつきの中から、本市の農業・農村をより多くの市民に理解をしていただくため、平成11年から取り組まれているところであります。また、現在の活動としては、この夕の市の開催のほかに産業フェアや天塩川祭り、さらにはしべつまるかじりフェア、市民暮らしのフェスティバルなどへの積極的な参加により、地域と一体になった取り組みとして展開されているところでもあります。

このような中で、ただいまお話のように、今年はさらに一歩進んだ新たな取り組みとして、この8月に野菜の加工施設が建設されたものであります。また、この施設は「ほのぼの工房」と名づけられて、今の時期は既に販売されている大根の漬け物や今後販売予定の笹団子などが

つくられております。市といたしましても、完成前から何度となく現地にお邪魔をしておりますが、建物から配管、内装に至るまで、まさに手づくりで行われており、工房の備品類についても会員の各家庭から都合をつけて持ち寄られるなど、まさに元氣母さんが日ごろから言われている「自分たちでできるものは自分たちでやる」という基本姿勢が実践されていることに深く感銘をいたしたところであります。

そこで、旧農業共済組合倉庫の照明を例に挙げられ、このような自主的な取り組みに対する支援のあり方についてお尋ねがございました。市といたしましても、これまで元氣母さん夕の市を初め、市内における自主的な取り組みに対しまして、市の役割として行うべきものについては必要に応じた支援を行ってきたところであります。元氣母さん夕の市の取り組みにつきましても、活動開始の当初から、市民に対するPRを初め、出店場所となる商店街との連絡調整、さらには旧共済倉庫の使用など、側面からの支援を行っているものであります。

しかしながら、お話の元氣母さんを初めとするこのような取り組みの個々の課題については、みずからの創意工夫により解決されてこそ、活動の意義も一層大きなものになると考えるものであります。したがって、ただいま申し上げましたように、市内におけるこのような先進的な取り組みが新市において大きな成果を上げていくために、市としてどのような役割を担うことが必要であるかということに十分に意を配しながら、今後におきましても元氣母さんを初めとする自主的な活動の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 私から、土別中学校新校舎周辺の街路灯照明についての御質問にお答えをいたします。

昨年度から建設中でありました土別中学校校舎建築工事が本年8月31日に完成し、現在備品搬入や小規模な引っ越しを随時行っており、今月の28日から30日にかけて全校的に引っ越しを行い、10月31日から学校関係者待望の新校舎での授業開始に向け、着々と準備を進めているところであります。

そこで、新校舎正面入り口となります西側の東大通り北8丁目から北側の水郷通り交差点間の街灯照明が暗く、生徒の夜間下校時に不安を伴う心細い通学路となるとのお話でございました。この区間には、現在街路灯を3基設置しておりますが、沿線の街路樹やグラウンドにありますシラカバなどの枝が通学路となっております歩道上に覆いかぶさっている状況であるため、街路灯の明かりを遮っている状況となっております。

こうした中で、今回の新校舎の移転に伴い、校舎への正面入り口が東大通り側に設置されたことから、下土別方面から通学する生徒がこの区間を多く利用することが考えられておりますので、夜間下校時の安全確保という観点から、まずは通学路となっている歩道に覆いかぶさっている樹木の枝払いを行い、明るさの確保を図る考えであります。さらに、現在実施中の外構工事において、学校敷地内の東大通りに面した箇所に4基の街灯を設置することとなっております。

ますので、この街灯がどの程度歩道を照らすのかなどについて調査を行い、その結果を見て街路灯の新設について検討する中で、生徒たちが安心して通学できる道路環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 昼食を含め、午後 1 時30分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 3 3 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

副議長（牧野勇司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番 山居忠彰議員。

1 2 番（山居忠彰君）（登壇） 平成17年の新士別市議会第 1 回定例会に当たり、通告に従い、一般質問を行いたいと存じます。

初めに、このたびの平成の市町村合併で旧士別市と旧朝日町がともに手を携えることによって、幾多の困難を乗り越え、新しいまち「新士別市」の誕生に結びつけることができましたことと、本日ここに両市町の選良や職員が対等・平等・公平な立場で議論の席につけることを素直に喜び合いたいと存じます。また、新市のかじ取り役として、市民の大きな信頼を担い、引き続き負託にこたえる立場に立たれました田苅子市長に改めて祝意を表しますとともに、今後の御活躍を心から御期待申し上げる次第でございます。

さて、それでは早速ではありますが、先日、本定例会初日に行われました新市長による新市市政執行方針演説で示されました政治姿勢、まちづくりの基本理念、市政の基本方針、政策や施策の方向づけなどの具体化について、さらに市民とともに理解を深めるためにお伺いをしてまいりたいと存じます。

市長は、変革の時代にあって、生き残りをかけて合併の道を選択したのだから、新市の創造に向け、発想の転換と時代の変化の先取りによって、協働のまちづくり、地域の特性を生かしたまちづくり、行財政基盤の確立を目指すことを高らかに宣言なされました。融和と一体感のもとに合併効果を発揮し、将来にわたるグランドデザインとその方策の具現化をいかに図って新しいまちの新しい力とするかという視点に立って、幾つかお尋ねをいたしたいと存じます。

まず最初は、市長と語る会についてであります。

地域社会、コミュニティづくりの推進に当たり、協働のまちづくりを標榜する市長にとって、市民との直接対話は最も重要なものであらうかと思えます。新市になっての市長と語る会、朝日では行政区懇談会は、いつごろからどのように実施しようとなされておられるのでしょうか、お聞きいたします。このたびの合併を機会に、名称や広聴・広報の手法も含め、従来の形式や表現法にとらわれずに、老若男女が集まりやすい、自由で魅力あふれるものにすべきではない

かと思いますが、改善をどこまで、またどのようにお考えでしょうか。

次に、資源循環型社会の構築に向けた施策推進の観点から、環境基本計画の策定を目指して調査研究をすとしておられますが、どのように進めようとしているのでしょうか。他市町村の例や時代先取りのポイントについて御説明ください。また、これを機会に、土別市環境基本条例（仮称）の制定もあわせて考えるべきではないでしょうか。

次に、合併に伴い、新たな地域防災計画の策定が必要となってまいりますが、いかなる災害においても、今年の台風14号のときのような迅速な対応が求められるところでございます。災害遭遇時こそ、協働の力が発揮できるような防災計画にすべきでありましょう。策定の時期や単に両市町の計画の合体ではない、一歩進んだ計画へのお考えをお示しください。また、道との協議では体制的にどこまで踏み込んだ話になるのでしょうか。

次に、合併した新市の総合的な施策の推進を図るためには、当然、新市建設計画に基づく自治体経営がなされていくわけでありますが、国の構造改革や地方分権の推進とともに、地域の特性と個性を生かした新たなまちづくりを総合的、かつ計画的に進めるための新市の総合計画の策定も俎上にとってまいります。いつ、どのような形や手順で、またいかなる目的や効果を考え、どれくらいの費用をかけ、そして市民の参加はどのようにしてなされるのでしょうか、お知らせください。

次に、合併はもちろんそれ自体が大きな行財政改革であります。少子・高齢化や総人口減、住民ニーズの多様化など、社会情勢が急激な転換期にあり、合併したとはいえ、やはり交付税依存体質での歳入不足は危機的で、申し上げるまでもなく、いずれ到来の財政の硬直化は深刻な課題であります。基金取り崩しや起債での急場をしのぐ穴埋め策も限界に来ているでしょう。

そこで、集中改革プランの策定が求められてまいるわけでありますが、今こそ新市長の強力なリーダーシップで、合併シミュレーション以上の、つまり帳じり合わせとか使い残しが多いとかなどと批判を受けている特別会計や、企業会計への大なたとも言える一般会計からの繰入額の見直しや独自財源の確保などを初め、人件費削減や抜本的な事業見直し、業務の民間開放による人員削減など、これまでにない大胆な取り組みが必要になるのではないのでしょうか。

また、同時に、具体的な数値目標を盛り込んだ工程表も作成すべきではないのかと思いますが、いかがお考えでしょうか、お教えください。

次に、先日の地元新聞「道北日報」にも掲載されました、以前から計画されていたという朝日町史の編さんについてであります。強い関心を持つ市民の一人として、朝日町100年の歴史を正しく後世に伝えるためにも、それ相応の布陣で臨むべきものだと思います。07年度末の発刊予定でありますから、まだ早いかもしれませんが、今考えられている編集委員の人选方法や編集日程、事業の組み方や編集体制、編集方針と作業内容はどのようなものになるのでしょうか。今から、すばらしい朝日町史の完成をわくわくしながら心待ちにしている次第でございます。

2番目の質問は、朝日上土別南1号線道路における一部未整備区間の道路整備計画について

であります。

過去に田宮議員の一般質問でも指摘があり、合併で交通量が一段と増加した今回は、新市長の市政執行方針にも盛り込まれたことから、俄然注目が集まります。特に、27～29線間は道路幅が狭く、道路の表面も凹凸が多いため、大型車両との交差や安全走行に少なからぬ支障を来しているのが現況であります。できるだけ早急に改善が必要なのではないのでしょうか。

また、21線の兼成橋通りの交差点は、橋の側から通過しようとする普通自動車の運転席からの視界に橋の欄干が重なって邪魔され、大変見通しが悪く、事故多発地帯ともなっているのをごさいます。信号機取り付けとなると、とても無理でありましようが、注意喚起の看板などの対策はもっとすべきでないかと思いますが、いかがでありますでしょうか。

さらに、16～18線間は上土別小学校があるにもかかわらず、通行車両の減速が余りなされていないのが現状であります。最近、全国で頻繁に起きている無謀車両が歩道に乗り上げ、子供たちの列に突っ込んだ事故や、ふざけ遊びの子供が一瞬歩道から車道へ飛び出すといった危険性もあり、さらなる標識設置や徹底した指導などが必要なのではないのでしょうか。

いずれにしても、合併による旧市町の均衡ある発展を支える大動脈、朝日から土別市街へアクセスする唯一の市道の整備をもっと急ぐべきではないのでしょうか。

最後の質問は、農家が手放して素直に喜べない今年の実り豊かな出来秋についてであります。

新市長からも、当面する諸課題として、この秋の作況にかかわりお話がございましたが、春先の異常気象から一転した夏の高温により、一部の農作物で雨不足の影響があるものの、平年を上回る収穫の秋を迎えました。ところが、構造改革による市場原理の直撃で、酪農、畜産を除き、稲作、畑作、野菜作は軒並み値崩れや価格の大暴落にさいなまれており、年末の組勘の締めを待たずに経営が破綻をする農家が続出する可能性が出てまいりました。地元商店街への影響はもとより、地域社会の崩壊すらも危惧されるところでございます。

とりわけ、稲作農家が窮地に立たされているのです。豊作を喜べないどころか、米価の過去最安値更新や原油高などで、個人としての経営努力は限界の域に達しているのをごさいます。豊作は本来喜ばしいことではありますが、今年の米価暴落は超深刻な状況となっており、何よりもかによりも需給均衡が最優先課題であります。過剰米対策である集荷円滑化対策の実効確保の徹底が不可欠でありまして、過剰量の適切な算定、確実な集荷と保管、主食用に還流させない措置などが強く求められているところでございます。今年が初めての取り組みであるとともに、産地づくり交付金や稲得、さらには来年度の生産調整ともリンクすることから、行政もJAや農政事務所など関係機関との連携を密にして、適切な指導や支援を強化なされるべきではないかと思いますが、どのような考え方を持っておられるのでしょうか。

次に、稲作農家や生産地域がどんなに必死になっても解決し得ない問題は、国にゆだねるしか方法はないということであります。道産米の価格浮揚を図るためには切り札となる集荷円滑化対策も、府県の加入率が低いことから、その実効性が確保されない可能性もあり、その場合の国の責任による過剰米の全量処理とあわせ、政府米買い入れの早期実施や政府米売却の一時

凍結とミニマムアクセス米及び古米の適切な在庫処理などを強く要請する必要があります。

さらに、米価下落のセーフティネットを再構築として、稲作所得基盤確保対策の資金造成による今年度米の補てん金満額支払いや、担い手経営安定対策補てん金における稲作の実額補てん金額の控除なども求める必要があるのではないのでしょうか。

日本農業の構造改革による市場原理はそれなりに理解するのですが、こんなに欠陥の多い制度で、なおかつ拙速なのは、一見盤石に見える新生土別市の稲作農業といえども簡単に崩壊してしまうこと必至であります。これを何としても阻止するためには、農政も地方分権、地域主権の農業政策がいかに関後において重要になるかの兆候をとらえ、対策を十分に練るべきではないかと思えます。特に、農林振興課は気合いを入れ直して、本市基幹産業の農業再建に力を発揮していただきたいと思えますが、お考えをお示してください。

最後になりますが、生産農家で組織する土別市農民連盟を含む北海道農民連盟では、差し迫った稲作農業の危機打開に向け、今月29日に旭川で農業危機突破全上川農民代表者総決起集会を、さらに来月15日には札幌で稲作危機突破全道農民代表者総決起集会を開催して、生産者、消費者の意思を結集、確認し、翌16日から東京で農水省前での抗議行動をメインに、系統農協及び農水省、財務省要請や、政党、国会議員要請などを精力的に展開する予定であります。

これらの要請は、来年度の3年次米政策改革や再来年の日本型直接支払いとなる品目横断的政策にも直結することから、稲作主産地の田園都市、道北土別市の首長として、ぜひとも米をめぐる情勢背景や一連の運動への理解と協力を願うとともに、もっともっと積極的に政府に対し、持続的な地域農業確立に向け、声を大にして働きかけていただきたいと考えますが、田苅子市長の御見解を承りたいと存じます。

市長の真摯で誠実な御答弁を御期待申し上げ、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 山居議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、市政執行方針にかかわる市長と語る会及び農家が素直に喜ばない今年の実り豊かな出来秋に関するさまざまな御指摘、御質問に対して答弁をさせていただきますが、そのほかにつきましては本庁担当助役並びに総合支所長及び建設水道部長の方から答弁をいたすことにいたします。

最初に、新市になっての市長と語る会、朝日地区では行政懇談会の持ち方についてお話がございました。

議員のお話にありましたように、市民と行政の協働のまちづくりを推進していく上で、市民との直接対話は極めて重要でありますし、これまでも各種イベントやあるいは市民団体の会合など、あらゆる機会を通じて私も積極的に市民の対話を進めてきたつもりでございます。また、少人数のグループとの対話の機会を拡充するために、市長とのふれあいトークにつきましても、市民のニーズに対応すべく適宜見直しを図ってきたところでもあります。

しかし、市民との対話の機会として中核的役割を担ってきたのは市長と語る会でありまして、

行政懇談会であることは言うまでもありません。ただ、この数年間の開催内容につきましては、市町村合併という重要な課題を抱えておりましたために、財政のシミュレーションなどを中心とした行政側からの一方的な説明に多くの時間を割かざるを得ない状況で、参加者と市長との直接対話という面からいいますと、十分な対話ができただのかということになりますと、平成16年度は合併の問題が具体化したことから、人数的にも参加者が増加しておりましたが、しかし通年の語る会は参加者が少なく、固定化している状況にあったことは否めない事実でもあります。今後は、こうした課題を持ち越しておりますので、十分そこら辺に気を使いながら進めていきたいというふうに考えております。

こうしたことから、今年度は朝日地区7カ所を含む市内15カ所で懇談の機会を持ちますが、行政側からの説明はこれは最小限にとどめて、地域課題の解決策やまちづくりの構想など、市民の話聞く場とできるだけしていきたいと思っております。今後は今年度の実施結果を踏まえて、自由で魅力あふれる場となるように、更に改善を進めてまいりたいと存じております。

次に、「農家が素直に喜べない今年の実り豊かな出来秋」との表題のもとで、厳しい昨今の現状を踏まえて何点かのお尋ねがございました。

まず、今年初めて発動されることが確実となりました米の集荷円滑化対策についてでございます。この対策は御存じのとおり、米政策改革大綱の柱でもあります産地づくり対策や稲作所得基盤確保対策、更には担い手経営安定対策などとともに、米の需給バランスを維持して価格の安定化を図ることを目的に制度化されたものであり、全国ベース、地方ベースの作況指数はともに101以上の場合に発動されるものであります。最終的には、今週中に公表が予定されている今月15日現在の作況指数で決定されるわけですが、今年は夏以降からの天候にも恵まれて、平年作を上回る出来秋となり、9月15日現在の作況指数が全国で102、北海道では109、上川支庁管内では107となっておりますことから、この対策が適用されることになるわけであります。

そこで、本市における現在の取り組みについてであります。既に9月中におきましては、生産調整方針を作成した農協などから、各農業者に対して配分生産数量に応じた余剰米の区分出荷概算数量が通知され、過剰米となる米につきましては各農家の倉庫やライスセンターに保管されている状況にあり、今後の最終的な作況数値によってその数量が確定されることになるわけであります。お話にもありましたように、これらの過剰米を正食用の米市場から確実に隔離をして飼料用など他の用途へ仕向けることは、米価の下落を防止することはもとより、次年度における本市産米の生産においても大きくかかわるものでありますことから、今後とも各関係機関・団体とともにこの対策の周知徹底を図りながら、遺漏のないよう適切に対応してまいりたいと考えています。

また、この対策につきまして、府県での加入率が低いこと、実効性が確保されていくのか、更には担い手経営安定対策や稲作所得基盤確保対策をはじめとする稲作経営安定化に向けた制度全体についても機能していくのかなど、本市における稲作農家を憂慮されてのお話ござい

ました。実際、昨年状況で申し上げます、北海道においては稲作所得基盤確保対策に係る基金の一部が産地づくり交付金の本体に組み込まれましたことから、結果として原資不足が生じたために、米価下落に対する価格補てん金額が制度上の計算額に達しなかったことに加え、この対策と関連して担い手に上乗せされる担い手経営安定対策についても、本来の目的どおりに機能しなかったことは周知のことです。

このことは、稲作農家を基幹とする本市において、農業はもとより、地域経済全体に及ぼす影響も極めて大きなものがありますだけに、これまで国や道に対して政府米の買入れ数量を適正備蓄水準に回復すること、更には過剰在庫として抱えるミニマムアクセス米や主食用に供することのできない古い備蓄米を適正に処分することとあわせて、稲作農家の経営安定に向けて現行制度を改善することとして強く求めてきたところであります。

このように、実り豊かな出来秋とはいえ、一方では今後の稲作経営に心配が残る中で、ただいま農民連盟による関係機関への要請活動についてお話がございました。本市農業の基幹となる稲作経営を取り巻く生産環境は、近年、国が推し進める構造改革の中で、今まさに大きな転換期にあります。田園都市である新生土別市が今後においても力強く発展を続けるためには、稲作農業が決して停滞することがあってはならないわけであり。

このため、ただいま申し上げましたように、国や道に対しても、言うべきことは地方の声としてしっかりと出てきたところでありますが、今後におきましても、関係機関をはじめ地域の皆様方とともに、この意を一層強く持ちながら臨んでまいり所存であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 相山助役。

助役（相山慎二君）（登壇） 私から、環境基本計画をはじめとする各種計画についての御答弁を申し上げます。

まず、環境基本計画及び環境基本条例についてでございます。

環境基本計画の策定には、行政全般にかかわる広範囲、多岐の内容があるため、環境基本法、北海道の環境基本条例等との整合性、市民的な合意形成、環境保全施策の数値的指標となる環境基準、物理的測定も必要となつてまいります。更に、環境基礎調査は行政区域を全域対象として実施することになりますことから、朝日町との合併の協議中でありましたことから、合併後に計画を策定することとして、現在他市の資料収集により準備を進めているところでございます。今後の年次計画といたしましては、新市建設計画におきまして環境基本計画策定事業が位置づけされておまして、平成18年度を初年度とし、20年度策定を目途に作業を進めてまいります。

次に、環境基本計画の策定を機会に、環境基本条例の制定もあわせて考えるべきとの御意見でございます。環境基本条例は環境基本計画の母体となるものでありますので、問題提起や課題の整理を行いながら、環境基本計画の策定とあわせて、条例につきましても一体のものとして制定していく考えでございます。

なお、道内の制定状況についてであります。平成16年度の北海道市長会調査研究資料によりますと、札幌市、旭川など、19市で環境基本条例の制定が行われているところでございます。

次に、合併に伴う新たな地域防災計画についてお尋ねがございました。

地域防災計画については、災害対策基本法第42条に基づき、地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧などの災害対策を実施するに当たり、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災業務全般にわたり計画的かつ迅速、的確に実施するために定めるものでございます。

新市における地域防災計画につきましては、士別市の地域防災計画は平成9年、朝日町の地域防災計画は平成16年に立てられております。朝日町の計画は今日的な考え方に立って作成されていることから、この例に倣い、新たな地域防災計画を作成することといたしております。

議員のお話にもありましたとおり、いかなる災害においても迅速な対応が求められるところでございまして、さきの台風14号のときには、昨年台風18号と同じ規模で同じ経路をたどるとの予報から、事前に対策会議を開き、総合支所及び各出張所地区にあらかじめ職員を配置して、避難所の準備をするとともに、校区長及び自治会長や消防団などと事前に打ち合わせを行い、万全の体制をとったところであります。今後、新市の地域防災計画の策定を進めていく中で、今回の経験を生かし、自主防災組織の立ち上げや防災ボランティアについて盛り込むなど、地域の方々と協働で対策に当たる仕組みについても検討してまいりたいと考えているところであります。

また、計画の策定時につきましては、計画策定に一定の期間を要すること、更には市町村の地域防災計画にあっては、防災基本計画に基づき、防災業務計画や都道府県地域防災計画との整合性をもって策定しなければならないことから、都道府県知事に協議をすることになっており、道との協議も幾度かに及ぶものと考えますと、明確な時期は申し上げられる段階ではありませんけれども、平成18年度中を目途に作成してまいりたいと考えております。道との協議につきましては、先ほど申し上げました災害予防など基本的事項の整合性について協議することになりますが、当然その中には自主防災組織や防災ボランティアなど住民組織などの協力体制についても協議することとなりますので、地域との協働を踏まえる中で協議に当たってまいりたいと考えております。

次に、新市における総合計画の策定についてでございます。

地方分権の推進とともに、地域再生構造改革特区事業の導入等によって、個性と主体性を有した地域社会を創造していくことが大きく求められている時代を迎えております。このことに伴って、特に地域間競争という概念が広く浸透してきた中において、地域の特性や優位性を生かしながら、将来にわたるまちづくりの指針を総合的かつ明確にとらえていくこと、いわゆるグランドデザインをしっかりと描き、その実現に向けた方策を計画することは極めて重要なことと考えているわけでございます。

今次合併に当たりましては、合併協議の中で、よいまちつくり懇談会や合併協議会など、

多くの市民の皆様の参画によって、平成27年度までの11年間にわたる新市建設計画を策定し、合併後の新市の施策推進の基本に据えたところをごさいます、「天塩の流れとともに人と大地が躍動する健やかなまち」を将来像として、各種施策の展開が計画されました。

新市建設計画は、合併の効果や課題を中心に合併後のまちづくりの基本目標や方向性を示したものであり、この方針に沿って今後の市政運営を行っていくこととなりますが、新市の新たなイメージの創造、いわゆる地域シーアイ、あるいはまちづくりの重点プロジェクト等を含めた総合的なまちづくりの指針については、今後総合計画において定めていく必要がございます。

新たな総合計画につきましては、新市建設計画や合併後に策定する過疎地域自立促進市町村計画との整合性を保ちながら策定することとなりますが、合併協議の中では平成18年度、19年度の2カ年をかけて策定作業を行い、平成20年度を初年度とする10カ年の計画とすることになっているところがございます。策定に当たりましては、新たに設置される振興審議会を中心に多くの方々が参画できるよう意を配してまいりたいと考えておりまして、その手法や費用等については今後十分検討してまいりたいと考えております。

次に、集中改革プランの策定についてでございます。

このことにつきましては、さきの市政執行方針において申し上げたとおり、17年度中を目途に行財政改革大綱の見直しを行うとともに、新たな行財政改革推進実施計画及び財政健全化計画の策定を進めてまいる考えであります。また、計画期間につきましては、国が示した集中改革プランの策定指針を踏まえる中で、平成17年度から21年度までの5カ年計画といたしますが、9月の合併により計画の策定作業が大幅におくれていることから、実質4年の計画を策定することといたしております。

策定の基本的な考え方といたしましては、自治体の規模に応じた財政運営を行うことを主眼としつつ、合併に関する財政優遇策がなくなった後を見据えて具体的な実施項目の検討をいたしてまいりたいと存じます。なお、実施計画に入れる主な項目につきましては、事務事業全般にわたっての検討を行い、必要なものについては再編整理、廃止、統合を明示するとともに、指定管理者制度の導入に伴う民間活力の活用について鋭意検討するほか、定員適正化計画の策定や給与体系の検討、更には公営企業にあつては経営状況を勘案しつつ、経営健全化計画を策定いたしてまいりたいと考えております。

なお、計画の進捗状況をよりわかりやすくするために、具体的な数値目標を掲げるとともに、これまで同様、市の広報紙やホームページを通じて公表いたす考えであります。

新生土別市が誕生いたしました。合併により行政のスリム化が果たされたものもあり、これから合併効果があらわれるものもあるわけでありまして、一方では市民にとつても痛みを伴う分野もあるわけでありまして、しかしながら、本市を取り巻く財政環境は、市税や地方交付税といった歳入面の確保の困難さから、道内の各自治体同様、依然として大変厳しい状況が続いておりますので、こうした状況も踏まえ、実効性のある計画づくりに努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げて、御答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君）（登壇） 私からは朝日町の町史の編さんについてお答えいたします。

朝日町地区は明治38年、御料地の貸し下げにより開拓のくわが入り、本年度で満100年を迎えることから、町史の編さんを計画いたしていたところであります。旧朝日町では、開町30周年記念事業として、昭和54年までの歴史を朝日町史として昭和56年に発刊しておりますことから、今回は昭和55年から合併までの26年間についてまとめたいと考えております。

今後の事業の取り組みにつきましては、新年度で編集委員会を組織し、町史の内容、作業工程の検討、確認、また監修者の選任などを予定しており、職員体制につきましても、現在朝日総合支所地域振興課内に専任職員2名を配置し、準備を進めているところでありますが、編集事務には多くの時間を要することから、体制の充実を図りながら、資料収集、整理と並行して執筆を進めてまいりたいと考えております。

なお、編集委員には、それぞれの分野から、幅広い知識を有し町史にも明るい方々の選任を考えておりますが、人選等まだ具体的なことは決まっていない状況にあります。

町史の発刊は平成19年度末を一応のめどとして進め、分野別ごとに正確を期さなければならぬことから、資料収集がすべてのかぎとなりますので、行政機関を初め各関係機関・団体、市民の皆様には資料提供を求めながら、町史の編さんを進めてまいりたいと考えております。

以上、非常に簡単であります。私の答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 私から、朝日上土別南1号線道路における一部未整備区間の道路整備計画についての御質問にお答えをいたします。

最初に、上土別27線から29線までの整備についてであります。この区間約1,100メートルにつきましては、本路線沿線とパンケ大英地域生活者の朝日町市街へ通じる生活道路としての役割が大きいため、自動車交通の利便性の向上を図るとの観点から、昭和60年から平成元年にかけて、地域の中においても、いち早く簡易舗装で整備を進めた道路であります。しかしながら、簡易舗装整備が実施されてから10数年が経過したことと車両交通が多いため、路面の損傷が随所に見られる状況となってきましたので、現在まで部分的な補修で対応したところであります。

本路線につきましては、合併に伴い、市民の更なる交流や農産物の輸送路として、また両市街地を結ぶ幹線市道として、更には道道のバイパスの路線として、極めて重要な路線でありますし、今後は更に交通量の増加が見込まれますことから、この区間の道路改良が急務であることは十分認識をいたしているところであります。

こうした中で、市といたしましては、本路線の重要性にかんがみ、早期の改善を目指して、平成18年度着手に向け、現在国の交付金事業での採択実施に向けて要望をいたしているところ

であります。また、本路線の整備につきましては、このたびの合併に伴う道路整備の重点路線に位置づけられておりますし、更には合併特例債の対象事業にもなっておりますので、早期事業採択に向けて努力をしてみたいと考えております。

次に、21線道路、兼成橋のたもとと南1号道路交差点の交通安全対策についてであります。信号機取り付けにつきましては、議員お話のとおり、設置は非常に難しいという状況にありますので、まずは運転手から交差点が容易に認識でき、注意が喚起されるよう、警戒標識の位置を変更するなどの対策を考えていきたいと思っております。

また、御指摘の橋からの見通しの問題につきましては、現在の停車線位置からでは、橋の欄干に使われているガードレールが障害となり見通しを悪くしていることが懸念されておりますので、公安委員会と協議を進める中で安全確保について対応してみたいと考えております。

次に、16線から18線間の道路標識や交通安全指導についてであります。上士別小学校前につきましては、児童・生徒の交通安全対策として、道路改良時点で歩道を設置しておりますし、平成16年度からはスクールゾーンの区間を設定し、また道路には「学校あり」の標識を設置し、加えて路面上に「スクールゾーン」の文字を標示しております。

また、公安委員会と協議し、学校に関する区間につきましては、40キロメートルの速度制限を設定していただき、更に速度取り締まり区間として士別警察署が対応していることもあり、車両による大きな人身事故などもなく経過していることは、看板設置などや安全指導による成果のあらわれと考えております。今後は、道路管理者として、可能な限りの警戒標示などの設置を進めるとともに、交通安全に向け関係団体と連携を図る中で、継続的な啓蒙啓発を行い、地域の皆さんとともに事故の未然防止に取り組んでみたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 6番 池田 亨議員。

6番（池田 亨君）（登壇） 2005年第1回定例会における一般質問をいたします。

第1項目めは、市政執行方針についてであります。

今議会に示された執行方針は、今次市長選挙における9つの公約に更に新市建設計画に基づく6分野、37項目に及ぶものであります。このうち、3点にわたり考え方をお聞きしておきたいと思えます。

1点目は、市政担当の心構えについてであります。

市長は、「在来の物の見方や考え方を大きく変える発想の転換と、社会情勢の変化を鋭敏にとらえる時代の変化の先取りによって、市民と行政がともに手を携えながら課題解決に力を合わせる協働のまちづくりを進めてみたいと考えております。更に、私をはじめ、職員が市民の中へ、地域の中へ積極的に出向き、議論を行うことによって、市民の目線や気持ちに立ち、その解決すべき課題が市民と行政の共通課題であることを認識しながら行動する、このことがまさに協働のまちづくりではないかと思料し、全力で取り組む考えであります」と述べられております。

この方針を素直に読ませていただいて感じたことは、行政課題を「行政と市民」ではなくて、「市民と行政」の共通課題に置きかえてしまう考え方のように感じられてなりません。

市長は、旧士別市議会の平成11年執行方針に対する議員の質問に対して、「行政は最大のサービス産業であり、株主である市民の皆さんに対して、よいサービスをすることで利益配分をしていくことと考えている」という趣旨の見解を示しております。協働とは、株主である市民に「職員と同じように働け」ということに聞こえ、職業人としての義務を市民に転嫁することにもなりかねないと危惧せざるを得ません。行政は最大のサービス機関と位置づけるならば、「市民と行政が」というのではなくて、「行政が市民と手を携える」という発想に立つべきであろうと考えます。地方自治体と地域住民とのかかわりでいえば、市民が行政に働きかけをして推進するもの、それから行政が主導するものとは大別できるのではないかと考えます。

市長が申されました「新たな士別市の創造に向けて発想の転換を図る」という方向と「行政は最大のサービス産業である」という考え方との結びつきをわかりやすくお示しいただきたいと思えます。

2点目は、生活交通についてであります。

地域生活バス路線については、交通弱者の立場を考慮し、可能な限り運行維持を表明しております。これから、地域交通のあり方を研究されるとのことです。国道40号線切りかえにより生じた大通の北方面、北町方面の交通施設についても、ぜひ御検討をいただきたいと思えます。

3点目は、職員の研修についてであります。

従前の発想の転換を図ることが喫緊の課題であると言われております。合併による新士別市像を官民挙げて築き上げていかなければならない、このことが今日における最大の課題であると考えます。市長が今回示された執行方針で、発想の転換を喫緊の課題と言われております。そうだとするならば、職員研修は欠かせない最重要課題であろうと考えるのであります。発想の転換を図る職員づくりの研修の方向性に触れられておりませんが、今後どのように進めていけるのか、考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

第2項目めは、市が保有する宅地と遊休資産の現況とその価格についてであります。

平成17年度予算作成に当たっては、市有地の売払収入を計上しておりました。現在、どのように推移しているか、更に予算作成の段階で予定されていた収入状況等もあわせてお伺いいたします。

第3項目めは、燃料用油類高騰が本市経済に及ぼす影響についてであります。

「燃料の高騰直撃、仕送り抱え廃業も、個人ダンプ悲鳴」、これは去る10月18日付北海道新聞第2社会面に掲載された記事であります。さかのぼって、10月7日には「原油高、管内にもずっしり、コスト増、深まる苦悩、関連企業価格への転嫁も検討、ハウスイチゴ農家にも影響、春取り減収へ深刻」の見出しで、原油高騰の市民生活への影響を報じております。

新聞報道を待つまでもなく、灯油価格、ガソリン価格の高騰は冬場を迎えての市民生活に不

安をもたらしております。現在の燃料用油類の高騰が本市経済にどのような影響を及ぼすことになるのか。農業、製造業、交通運輸、その他関係分野ごとに、おわかりでしたら影響額の試算、それに対する対応策について考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

第4項目めは、景気動向と雇用状況についてであります。

平成17年7月の地元金融機関の景気動向調査は、前年同期より持ち直し感が見られるが、厳しいことを報告しております。原因として、公共工事、住宅建設の減少に加え、原油価格の高騰による原材料、燃料価格の上昇、同業者間の価格競争の激化、商圏人口の減少などから足踏み状況にありますと分析しております。来期7月から12月は稼働最盛期を迎えますが、業況、売り上げ、収益ともに前年同期とほぼ同水準にあり、回復力は弱く、設備投資も慎重な見通しにあることを分析しながら、地場産業の衰退を指摘しております。特に、季節労働者の吸収力が強い建設業については、収益面は引き続き厳しい状況にあることを予想しています。

以上は金融機関の観測であります。市当局はどのように分析されているのかお伺いをいたします。現在、ちまたでは、事業所を守らなければならないということから、長時間労働、サービス残業が潜在的にあるということが聞かされております。また、労働保険をはじめとして、福利厚生面においても、低下傾向にあると聞き及んでおります。当市における実態をお聞かせください。あわせて、今日段階における雇用の現状、来年3月卒業の新規学卒者の就職状況をどのように予測されているのか、お伺いをいたします。

第5項目めは、安全管理についてであります。

本議会初日、損害賠償を定めることについて、議案第32号及び33号が提案可決されました。1件は公園の遊具によるもの、もう1件は施設管理を発生原因とするものであります。

私は、直近では本年3月議会、そして過去何回か、安全管理の問題について触れさせていただいております。私が過去に取り上げた事例を申し上げます。

1つは、第4次土別市総合計画に掲載されている、当時、土別西小学校6年生、三浦ミキエさんの作文の中で、「グリーンスポーツに前にあったようなアスレチックをもう一度つくってほしいのです。そしたら、小さい子供でも気軽に遊べると思ったからです」と言われていることを引き合いに出して、住民の声を取り入れて策定した計画であると評価しながら、アスレチックを例にとるならば、住民の声は生かされていないのではないかという趣旨で議論をさせていただきました。三浦ミキエさんにこのような作文を書かせるような結果となったのは、平成3年8月10日に発生した、札幌から土別に遊びに来ていた小学生の事故でありました。これは施設管理の欠缺から、子供の楽しみを奪う結果となってしまったものと言えます。

土別市で発生した事故で忘れることができない事故として、保育所のガス爆発事故とあすなる保育園の幼児が遊具から転落した事故であります。いずれも、管理上に反省しなければならないものと言わなければならないのであります。

私は、2005年旧土別市議会第1回定例会において、学校現場における安全管理についてという項目で一般質問をいたし、更に平成17年度予算審査特別委員会でも議論をさせていただいて

おります。短期間に同じ内容の質問をすることは、私自身快しとするところではございませんが、市民の安全を守るという立場から、あえて取り上げさせていただきました。

事故を完全に防ぐことは不可能なことであることは承知いたしております。が、しかし、事故の対応をお聞きしますと、そこには共通して管理上に問題があるのではないかという思いがぬぐい去れません。管理体制を整備することが急がれると思うのであります。困難な課題ではありますが、市民の安全を守るためにどのような手だてをお考えなのか、考え方をお聞きして、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 池田議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、市政執行方針にかかわる市政担当の心構えに関する御答弁を申し上げ、その他の質問につきましては本庁担当助役並びに経済部長から御答弁をそれぞれ申し上げることにいたします。

私は、このたびの新生土別市の市長に就任するに当たり、厳しいこれからの時代への対応と、また合併による新土別市が堅実にこれから発展を目指す上でさまざまな困難もまたあるものと、そうした困難を乗り越えて、進取の気概ですばらしいまちをつくっていききたいとの思い、その思いの中から心構えとして、いわゆる前例踏襲主義からの脱却を目指すこと、また従来の物の見方や考え方を変える、こんなときにこそ発想の転換というものが必要であると、そして一層厳しさを増す地方自治体にあつて的確な施策を展開していくためには、社会情勢の変化を鋭敏にとらえていかなければならないことから、時代の変化の先取りということを中心に心をこめてまいり、ことを決意させていただき、職員にもこのことを強く私は求めた次第であります。

更に、地方財政がますます逼迫化してくる現状にあつて、住民ニーズの的確な判断を行う効果的な手法としては、やはり協働という概念が自治体運営の基本に据えられているケースが多くなってきているわけであり、いささか最近議論がありますけれども、単に行政が本来やるべきことをただ住民の皆さんからやっていただくという、肩がわりという発想では私はないと思っております。その協働という発想というのは、一番求めることは、市民の皆さん、住民の皆さんがその自治体の公共性にあつて、みずからがその中で自分たちのまちを能動的にいいまちにしていこうということがほうふつとしてわき上がってくる、そういう環境づくりが私は協働のまちづくりという中で一番大事なことであつて、単なる労働力をそこに求めるなんていうふうな短絡的なものであつては私はないと。強くそのことを私の信念として、この際申し上げておきたいと思っております。

私としても、限られた財源を効率的に、かつ効果的に運用していくためには、市民サイドから見た、そして市民と行政の共通理解の上に立った行政運営が展開されることがこれはもう不可欠であるとの思いから、北川正恭氏が唱えました「生活者起点」という言葉を引用しながら、一層市民の立場に立った行政サービスを展開することを述べさせていただいたところであります。今後の市政運営の基本として、今申し上げましたような観点から、協働のまちづくりを

最大のテーマとして掲げさせていただいたわけでございます。

池田議員のお話もありましたが、以前に私が申し上げました「市役所は最大のサービス産業である」と、そして「市民は株主」という考え方、このことは今もなお、いささかも変わることなく市政運営の基本的な姿勢として堅持しているつもりでもありますし、今回、地方自治の運営に当たって、市民の目線や気持ちに立って各種施策を展開することを目的とした協働のまちづくりの精神は、株主でもあると想定する市民の皆さんがどのようなニーズを抱えているんだろうか、私たち行政を預かるものがそのニーズをしっかりと的確に把握するために、私も職員も積極的に市民の中に入って地域の中へ出向いていこうとするものでありまして、むしろ以前の考え方からは一步踏み込んだものと考えております。また、私自身も過去2期にわたる市長としての経験をさせていただきましたけれども、また新市の市長という大役を仰せつかりましたけれども、そうした中でみずからがおごることなく、真摯に市民の皆さんと気持ちを、心を通わせ、そして合併の新しい市をしっかりとつくり上げていこうという、その情熱のほとばしりにあることを御理解いただきたいと思います。

こういったようなことで、協働とは「協力して働く」という漢字を当てるわけではありませんけれども、池田議員のお話にありましたように、決して株主である市民に職員と同じように働いてほしいと、働けという考えとはちょっと視点が違うわけでありまして、私たちが施策を決定・展開するに当たっては、市民の皆さんの御意見や要望をきちっと理解をした上で、行政としての考え方を市民の方々に説明をしながら、ともに理解した中で取り組んで、その結果として株主である市民の皆さんが納得できる行政サービスが受けられることを期待していこうとするものであります。

もちろん、こうした過程の中におきましては、自分たちが住む地域を自分たちがつくり上げていくために、みずからボランティア活動等に従事して汗を流さなければならない場合も出てまいろうかと思いますが、このことによって地域の連帯感が醸成されるという一面もありますし、このことによって自分自身が行政運営に参画しているという、いわゆる公共に参加、そういった意味での意識や市民としての役割を担っているという意識もまた芽生えてくるという面も有しているわけでありまして、このことがまさに厳しい時代のまちづくりのあり方でもあると、協働のまちづくりのこれは効果を期待しているわけでありましてことを御理解いただきたいと思います。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 相山助役。

助役（相山愼二君）（登壇） 私から、地域バス路線について、職員研修、市有地の処分並びに安全管理について御答弁を申し上げます。

まず、地域バス路線についてでございます。

地域生活バス路線については、交通弱者の立場を考慮し、可能な限りの運行維持に努めてまいりました。しかしながら、近年は、この維持にかかる経費も国や道の補助制度の見直しや運

行経費の増大に伴って、ますます増加する傾向にあります。こうした状況にかんがみ、現在は新たな市民の足創造プロジェクトの推進により、国の制度を活用した中で、今後の本市の地域生活交通のあり方を模索するため、川西地区においてデマンドバスの実証実験を実施しているところであります。

そこで、池田議員の御質問にございました大通北地区、北町方面でのバス路線についてありますが、このことにつきましては旧土別市の議会においても幾度となく議論してきた経過がございます。バス路線の新設、あるいは拡大ということになりますと、まずは第一には利用者数という課題があるわけがございます、これまでのバス運行状況から推察いたしましても、バスを運行すべき数の利用客は見込めない状況にあるといってもよいかと存じます。現在、土別軌道が運行している市内バスだけを見ても、平成16年度単年で市内循環バスを含め5路線で約1,000万円の赤字を生じており、土別軌道単独の路線変更・拡大については難しい状況にありますし、市の補助ということになりますと、現在の財政状況を考慮しますと、極めて困難な課題と考えているところでございます。

全国的に見ましても、こうした交通空白地帯というのは相当数に上っておりまして、それぞれの自治体が悩みを抱えているわけではありますが、乗合タクシー、乗合サポートシステムなど、民間が主体となった新しい交通システムの研究も進んでいるところでございまして、今後こうしたことも十分研究、検討してまいらなければならないものと考えております。

次に、このたびの合併を期として新市の職員研修のあり方についてのお尋ねがございました。

申し上げるまでもなく、今後におきましては、新市建設計画に沿って、旧市町の均衡ある発展と着実な市政運営に当たり、その第一線で事務に携わる職員の一層の資質の向上と、加えて分権自治を踏まえた自立する意識の改革が強く求められているところでもあります。

このため、職員一人一人がみずから自主的な研さんを積み、その課せられた責務を的確に果たすことにより、今日の多様化する住民ニーズに対応した効率的で、かつ公共性の高い住民活動を促し、市民の皆様と協働して新しい施策を策定するなど、市民と協働したまちづくりを実践する役割を果たさなければなりません。

こうした意味からも、従来の物の見方や考え方にこだわることなく、現下を取り巻く時代の変化を先取りできる柔軟な発想の転換を職員に市長は求めたものでありまして、職員みずから自己啓発の努力とあわせ、これまで実施してまいりました職務に必要な知識や技能の習得、向上につながる職員研修の一層の充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、市が保有する宅地等遊休資産についてのお尋ねがございました。

まず、平成17年度の市有地の売払収入についてでございます。

旧土別市の当初予算においては、地方交付税の削減や国庫補助金の減額が見込まれたほか、基金残高も確定しないことから、歳入不足が見込まれ、その財源確保のため、市が所有する東4条北5丁目の旧名寄河川事務所跡地を土別市土地開発公社に売却するものとして、土地売払収入7,900万円の予算を計上したところであります。平成16年度予算においても、予算上の財

源確保のため、同様の措置を講じたところでありますが、決算時には市税などの他の収入増や各事業の執行残などによって歳入不足が賄われましたので、実際には土地開発公社への売却は行わなかったもので、本年度においても現在の財政状況から、同様の措置がとれるものと考えております。

次に、予算策定の段階で予定している状況等についてであります。本年度は市有地の公売など特に予定をいたしておりませんが、例年予算に計上していない遊休地について、買い取り希望者と価格面で合意に達した場合は、随時売却処分をいたしているところでもございます。

そこで、近年の状況であります。旧土別市において、平成14年度では件数で5件、金額にして約2,320万円、15年度も同じく5件で1,380万円、16年度は3件、1,890万円の土地を処分してきたところであります。また、旧朝日町におきましては、平成15年度に1件、190万円、16年度に6件、約560万円の土地の処分をいたしております。

新市においては、現在のところ公売の予定はありませんが、今後はこれまでに公売し不落となった物件も含め、残る遊休地の処分については、財政状況を勘案しながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

最後に、市民の安全を守るための管理体制についての御質問がございました。

申し上げるまでもなく、事件や事故、あるいは災害の発生がなく、明るく住みよい社会で常にあってほしいと願うのは、私たち万人の望みでもあります。過般、本定例会で議決を賜りました交通安全宣言都市や暴力追放・防犯都市宣言は、まさにこうした市民の共通の願いを改めて内外に強くアピールするものであります。

しかし、残念ながら、池田議員のお話にもありましたとおり、過去に不幸な事故等が発生していることも事実でございます。「備えあれば憂いなし」と言いますが、今日、私たちを取り巻く社会では、安全管理をどんなに十分に備えたとしても、事故や事件の発生自体を完全に抑止することは難しい状況にありまして、こうした事態管理をあらかじめ予測し、防止策等を実施することによって、その発生の確率を低くしたり、仮に発生する事態になったとしても、そのこうむるリスクを最小限にとどめることは可能であると考えます。

そこで、お尋ねのありました管理体制の整備についてであります。市といたしましては、市民生活の安全・安心を確保するといった責務からも、残念な事故が起こらないうちに、目の前の現象や出来事の中に危険な兆しを察知することに努めながら、日常的に起こり得ると考えられる事案も検証し、その対策を施すことで、結果として事なきを得ることが重要であります。

しかしながら、今日、さまざまな分野での危険発生の可能性が拡大し、新たな予測の難しい事案など、これらの対応や範囲も種々さまざまであり、その安全管理体制の整備、対応を一義的な形で行うには極めて困難な時代にもなってまいりました。そうしたことから、さきの事案などを教訓に、公園等における遊具の一斉点検を実施したほか、学校においては危険管理マニュアル及び学校安全計画などに基づき、校内の安全管理体制の整備と危機管理意識の向上に取り組んできたところであります。

今後におきましても、その他の公共施設等を日ごろから利用されるすべての市民の視点に立った安全点検を定期的実施し、危険箇所等の早期発見とその改善に取り組んでまいりますとともに、市民が安心して日常生活を送ることができる地域社会の創造のため、地域ぐるみで安全対策を推進していくという視点で、今後とも努力をしてまいります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、燃料用油類高騰が本市経済に及ぼす影響について及び景気動向と雇用についてお答えいたします。

まず最初に、燃料用油類価格の高騰が本市経済にどのような影響を及ぼしているかのお尋ねがございました。

原油価格の動向につきましては、国際的な石油消費量の増加に伴う産油国の石油の供給不安などを主な背景として原油価格が高騰してきており、特に国内においては平成16年6月ごろより、ガソリン、灯油、軽油などの各種石油製品の値上がりが著しくなる中で、現在、国内経済に及ぼすその影響が懸念されているところであります。

このため、こうした深刻な経済情勢を踏まえ、中小企業庁において、原油価格の高騰が企業に及ぼす影響について定期的な実態調査が実施されております。本年9月の全国の中小企業1,113社を対象にした調査結果によりますと、「原油価格の高騰が企業の収益を大きく圧迫している」、または「やや圧迫している」と回答した企業が調査企業全体の62%を占めており、一方、「収益への影響が小さい」、または「ほとんどない」と答えた38%の企業を大きく上回っており、今後この原油価格の高騰が仮にこのまま続くこととなりますと、経営収支の採算割れとなる企業も発生することが予測されるなど、大変厳しい調査結果が報告されております。

そこで、油類の価格高騰が本市経済に及ぼす影響についてであります。まず農業につきましては、現在、大豆やてん菜のように収穫作業中のものもありますことや、燃料用のほかにもハウス用ビニール類から農薬に至るまで石油関連製品も多くありますので、全体的な把握には至っておりませんが、例えば軟白ナガネギなどの施設園芸や酪農、肉牛生産、更にはソバや米類などの乾燥などで年間に営農用の灯油を5,000リットル以上使用する農家が30戸以上ありますことから、このことだけをとっても10万円から数十万円のコスト高になるものと考えております。

また、市内各事業所の経営に及ぼす影響につきましては、特にガソリン、灯油などの石油製品を製造加工や営業に必要な原材料として多量に使用する運輸業19社、豆腐・めんなどの製造業3社、更にはクリーニング業4社、ホテル・旅館業13社、計39社の事業所について緊急的に聞き取りによる実態調査を実施いたしましたところであります。

その結果、まずガソリン、灯油などの石油製品の経費全体に占める支出割合が前年と比較し、どれくらい増加したかとの調査につきましては、クリーニング業では31%、運輸業18%、ホテル・旅館業が19%、製造業が10%と、いずれも経費が増加しており、全事業所において石油価

格の高騰が企業経営を圧迫している調査結果となっております。

また、その経費補完のための対応策といたしましては、ほとんどの事業所がコスト上昇分を販売価格に転嫁した場合、消費者へのサービス低下と更には客離れによる売上額の減少などが予測されますことから、販売価格の値上げはなかなか困難とのことであり、このため、事務管理費などの固定費の削減を図る中で、その影響を最小限に食いとめるため、経営に大変な努力が払われているところであります。これからはとりわけ厳しい冬場に向かい、暖房料の負担も更にかさむとともに、今後の石油価格の見通しも全く予想がつかない中で経営の不安も大きく、各事業所におけます今後の安定経営への影響が懸念されている状況となっております。

また、その石油価格の上昇に伴う影響額の試算につきましては、農業や中小企業などの産業全体におけますガソリン、灯油などの総需要量については公的な機関の調査が実施されておらず、その実態把握ができませんことから、影響額の試算は困難なところとなっておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

ただ、ガソリン、灯油などの価格の推移につきましては、士別市が毎月調査しております燃料単価によりますと、本年10月の販売単価は前年同時期と比較し、1リットル当たり灯油では17.8円、ガソリンでは12.9円、軽油では13.6円と値上がりしておりますことから、市の経済や産業全体に及ぼすその影響額は相当程度多額な金額になるものと推測をいたしているところであります。

そこで、石油価格の上昇に伴う対応策についてであります。石油製品の価格高騰は市民生活はもとより、本市経済、農業や中小企業などの安定経営に大きく影響を及ぼしますので、この緊急的な対応策といたしまして、中小企業振興条例の特別融資預託原資からの運用を図り、経営安定資金としての新たな制度資金の創設に向け、現在、市内金融機関、更には北海道信用保証協会との準備作業を進めているところであり、また農業についても、今後の対応について関係機関と協議をいたしているところでございます。いずれにいたしましても、一刻も早い原油価格の安定化を強く望むと同時に、今後の価格の動向にも十分注視しながら、鋭意この対応に当たってまいりたいと考えております。

次に、本市の景気動向の分析についてであります。当地域の景気動向につきましては、地元金融機関や商工会議所の中小企業景況調査、更には道財務事務所が発行しております道北経済月報などを参考にしながら、本市の景気の動向を総合的に判断をいたしているところであります。

その内容といたしましては、卸小売業や建設業、更にはサービス業などの業種において、本年上半期の売上額、収益、資金繰り、仕入れ額などの経営内容が昨年と比較し「悪化した」と回答した事業所が、「好転した」と答えた事業所を大幅に上回っている厳しい調査結果となっております。

この要因としては、建設業においては、今日的な経済環境に加え、公共事業や住宅建設などの民間事業が年々減少の一途をたどっており、このことは建設業のみならず、市の経済全般に

大きな影響を及ぼすものであります。また、卸小売業やサービス業においては、商圈人口の減少や旭川圏への消費の流出、同業者、大型店の競争の激化などから購買力が低下しており、加えて石油価格の高騰などによる生産コストの上昇が経営を一層圧迫しているところとなっております。このため、こうした環境下の中では、中小企業の自助努力も限界下にある中で、経営の安定化を継続していくことが大変厳しい状況が今後も続くものと考えております。

次に、労働保険や福利厚生面の加入実態などについてのお尋ねがございました。

まず初めに労働保険、いわゆる雇用保険と労災保険であります。雇用保険の加入につきましては、労働者を1人以上雇用した全業主にその加入が義務づけられ、更にハローワークにおいて加入促進のための活動が年間を通して展開されておりますが、本年9月末現在で590事業所、被保険者数で5,727人が加入。労災保険につきましても、労働基準監督署の指導のもとに強制加入となっており、本年3月末の加入事業所数は613事業所、対象労働者数は5,416人が加入。また、健康保険、厚生年金の社会保険、退職金制度などの福利厚生事業につきましては、平成16年度労働状況実態調査報告書に基づきお答えをいたします。

初めに、健康保険につきましては、調査対象事業所187事業所のうち、164事業所が加入しており、加入率は87.7%、更に厚生年金につきましては163事業所で、その加入率は87.2%となっております。いずれの保険につきましても加入の定着が図られてきており、ここ数年の加入率と比較し、ほぼ同程度で推移をいたしております。

また、退職金制度につきましては、国の中小企業退職金制度や特定退職金制度、更には自社の退職金制度など、何らかの制度に加入している事業所数は154事業所で、全体に占める加入率は82.4%となっているところであり、退職金についてもここ数年ほぼ同程度で推移をいたしているところでもあります。

今後におきましても、不当解雇や賃金未払いなどの労働問題に対処する労働相談所の常設と労働環境の改善は、就労意欲の向上と企業の経営健全化に欠くことのできない重要な取り組みでありますので、この対応に努めてまいります。

次に、雇用の現状についてであります。

ハローワーク土別が公表している8月末現在の労働市場状況では、有効求人倍率は0.34倍であり、前年同期を0.02ポイント上回ったものの、約3人の求職者に対しまして1人の求人しかないという、依然として厳しい雇用環境になっております。

また、離職者数は482人で、昨年同時期が642人でありましたので、本年は165人減少している状況となっております。昨年の離職者数の増加につきましては、まことに残念なことではありましたが、建設業などの倒産、廃業などが主な要因となっております。

更に、季節労働者の就労状況につきましては、本年9月末の季節労働者数は1,405人となっており、昨年同時期と比較し、恒常的な就労の減少などから、72人の季節労働者が減少しております。

また、新規学卒者の就職見通しについてであります。本年度の新卒者の就職進路などの動

向は、求人数が低迷しているため、希望進路をやむなく就職から進学に変更する生徒が増えてきており、本年9月末現在の市内3高等学校の就職希望者数は昨年を19人下回る、男女合わせて55人となっているところであります。

この就職希望地別では、市内19人、道内35人、道外1人となっており、就職内定状況につきましては、既に9月16日から企業の選考内定が開始されているところであり、10月1日現在、内定を得た生徒は4人で内定率は7.3%、昨年同時期と比較いたしますと、ほぼ同程度の数値で推移いたしているところであります。これから、来春の就職時期に向け、求人・求職者側の就職活動も一層本格化していくわけではありますが、現時点におきましてはまだまだ多くの若者の就職が決定しておりませんことから、今後新卒者を一人でも多く地元に着させていくことが、市の経済発展や地元企業の人材確保の上からも極めて重要なこととなっております。

したがいまして、今後、未就職者の動向を的確に把握しながら、ハローワーク、学校なども十分連携し、事業所訪問による求人開拓にも努めるとともに、就職促進会の開催も計画する中で、希望者全員が円滑に就職できますよう、この対応に当たってまいりたいと思います。

以上申し上げて、御答弁いたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集を願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時00分散会）